全国協議会議事次第

第4回 社会保険未加入対策推進協議会

議事次第

日 時:平成 27 年 1 月 19 日(月)14:00~15:30 会 場:全国都市会館 大ホール

1. 開会

- 2. 議事
 - (1)社会保険未加入対策に関連する各種調査の結果について
 - (2)建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況について
 - (3)社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂(案)について
 - (4)行政における今後の取組等について
 - (5)社会保険未加入対策に関する各団体の取組について
 - ①日本建設業連合会
 - ②全国建設業協会

③日本型枠工事業協会

- (6)申し合わせ案について
- (7)その他
- 3. 閉会

【配布資料】

資料1	社会保険未加入対策等に関連する各種調査結果
資料2	建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況
資料3	社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン 改訂(案)
資料4	行政における今後の取組について
資料5	社会保険加入促進要綱【日本建設業連合会】
資料6	社会保険加入促進計画の推進状況について【全国建設業協会】
資料7	法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の確保に向けた 関係者の更なる取組の強化について(申し合わせ案)
参考1	健康保険・厚生年金への加入手続き等について

参考2 社会保険加入促進計画フォローアップアンケート

社会保険未加入対策推進協議会出席団体等一覧表

(建設業関係登録団体等:76団体、その他建設業に関係する団体:8団体) (★については、社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループメンバー)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大学工学部教授

水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

【建設業団体(業種別一覧)】

一般土木建築工事業

- ★(一社) 全国建設業協会
- ★(一社) 日本建設業連合会
 - (一社)住宅生産団体連合会
 - (一社) 日本建設業経営協会
 - (一社) 全国中小建設業協会
 - 全国建設業協同組合連合会

土木工事業

- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社)日本トンネル専門工事業協会

造園工事業

- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- しゅんせつ工事業

全国ポンプ・圧送船協会

舗装工事業

(一社) 日本道路建設業協会

建築工事業(木造建築工事業を除く)

(一社)日本建設組合連合

型枠大工工事業

★(一社) 日本型枠工事業協会

とび工事業

- (一社) 日本鳶工業連合会
- ★(一社)日本建設軀体工事業団体連合会 全国基礎工業協同組合連合会
- 土工・コンクリート工事業
 - (一社) 全国クレーン建設業協会
 - ★(一社) 日本機械土工協会
 - (一社) 日本グラウト協会
 - (一社) 日本ウエルポイント協会
 - (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
 - (一社)日本アンカー協会
 - ダイヤモンド工事業協同組合
 - (一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
 - (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
 - (一社) 日本基礎建設協会

鉄骨工事業

- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本橋梁建設協会

鉄筋工事業

★(公社) 全国鉄筋工事業協会 全国圧接業協同組合連合会

タイル工事業

- (一社)日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 全国タイル業協会
- コンクリートブロック工事業 (公社)日本エクステリア建設業協会

左官工事業

★(一社) 日本左官業組合連合会

板金工事業

- (一社)日本建築板金協会 全日本板金工業組合連合会
- 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
 - ★(一社) 日本塗装工業会 全国マスチック事業協同組合連合会

内装工事業

日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会 (一社)全国建設室内工事業協会 全国建具組合連合会

ガラス工事業

全国板硝子工事協同組合連合会

金属製建具工事業

- (一社) カーテンウォール・防火開口部協会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会

屋根工事業

- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 日本金属屋根協会

防水工事業

(一社) 全国防水工事業協会

はつり・解体工事業

(公社) 全国解体工事業団体連合会

一般子電気工事業

- ★(一社) 日本電設工業協会(一社) 日本内燃力発電設備協会
- 電気通信工事業 (有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く) (一社)情報通信エンジニアリング協会

信号装置工事業

消防施設工事協会

一般管工事業

全国管工事業協同組合連合会

- ★(一社) 日本空調衛生工事業協会
 - (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
 - (一社) 日本配管工事業団体連合会

冷暖房設備工事業

(一社) 全国ダクト工業団体連合会

機械器具設置工事業 (昇降設備工事業を除く)

(一社)日本計装工業会(一社)ビルディング・オートメーション協会

熱絶縁工事業

(一社)日本ウレタン断熱協会

(一社) 日本保温保冷工業協会

道路標識設置工事業

(一社)全国道路標識·標示業協会

屋外広告業

(一社) 日本屋外広告業団体連合会

その他建設業関係登録団体等

(一社)建設産業専門団体連合会

(一社) 全国建設産業団体連合会

建設業労働災害防止協会

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) フローリング協会
- (一社)マンション計画修繕施工協会
- (一社)全国鐵構工業協会

建設業に関係する団体

(一財)建設業振興基金
 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
 (公財)建設業福祉共済団
 (一社)就労履歴登録機構
 ★全国建設労働組合総連合

日本建設産業職員労働組合協議会 全国社会保険労務士会連合会 日本行政書士会連合会

行政関係機関

厚生労働省職業安定局建設港湾対策室 厚生労働省職業安定局雇用保険課 厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課 厚生労働省年金局事業管理課 厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室 国土交通省土地・建設産業局建設業課 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 日本年金機構 厚生年金保険部 (以上、建設業関係登録団体等)

発注機関(オブザーバー)

- (一社)日本経済団体連合会
 日本商工会議所
 電気事業連合会
 (公社)日本建築士会連合会
 (一社)日本建築士事務所協会連合会
 (公社)日本建築積算協会
 (公社)日本建築家協会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電気工業会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 全国住宅産業協会
- (公社) 全日本不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会

資料1

平成27年3月4日(水) 第3回四国ブロック社会保険 未加入対策推進地方協議会

社会保険未加入対策に関連する 各種調査の結果について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査について

1. 調査の目的

〇 これまでに実施してきた各施策に関する各建設企業における取組状況および施策の現場への 浸透状況等を総合的に把握し、社会保険等未加入対策の目標達成を見据えた加入徹底方策を 検討することを目的とする。

2. 調査の概要	
現場別調査(サンプル調査)	企業別調査(団体会員企業)
【調査対象】	【調査対象】
全国約200現場(民間建築工事)の元請及び下請企業を 対象としたサンプル調査を実施	社会保険未加入対策推進協議会に参加する建設業者 団体に所属する会員企業
【調査期間】	【調査期間】
平成26年12月9日(火)~12月19日(金)	平成26年12月16日(火)~平成27年1月8日(木)
【回答状況】	【回答状況】
3,327件(うち四国:60件)	2,916件(うち四国:182件)

<u>主な設問項目</u>

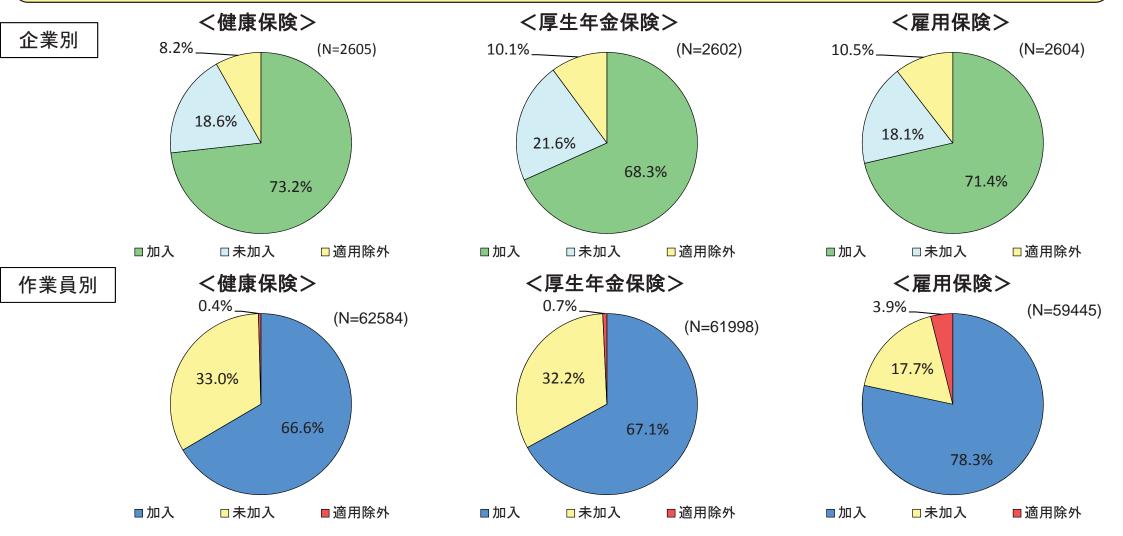
○企業・作業員の社会保険等の加入状況(現場別アンケートのみ) ○社会保険等加入状況の確認・指導の状況
 ○法定福利費を内訳明示した見積書への対応
 ○法定福利費を内訳明示した見積書の注文者への提出有無

(○建退共の活用状況)

※今回の公表結果は、速報値であり、最終的な調査結果は、調査期間後に回答があったものも含め年度内に公表。

社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 民間(建築)工事における社会保険等への加入状況について【全体(現場別調査)】

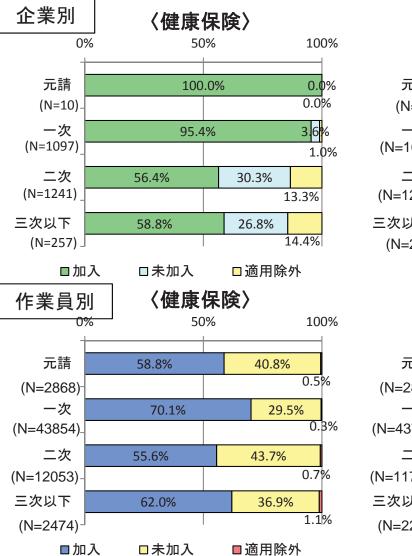
○ サンプル調査を行った民間建築工事における企業、作業員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入率は、企業別で健康保険73.2%、厚生年金68.3%、雇用保険71.4%、作業員別で健康保険66.6%、厚生年金67.1%、雇用保険78.3%。

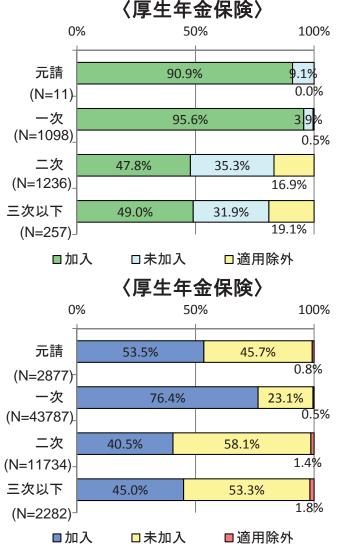


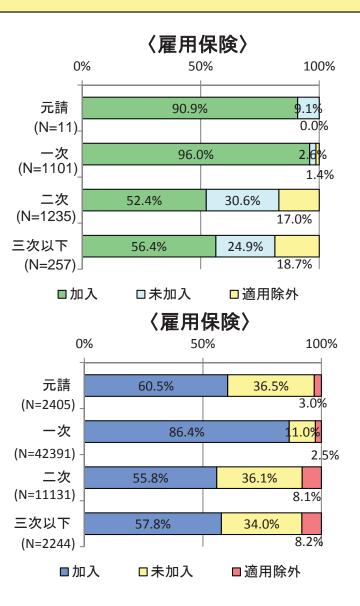
※調査対象となった現場は、同一の企業から複数の提供を受けていることもあり、回答数には同一企業のものが重複しているケースがある。 ※企業別は、基本的に施工体制台帳(再下請負通知書)等の提供を受けて集計。作業員別は現場の施工体制に属する企業において作業員名簿をもとに集計を行ってもらった。 ※健康保険(作業員別):【加入】協会けんぽ、組合管掌健康保険、全国土木建築国民健康保険組合、建設国保、【未加入】市町村国民健康保険、その他、未加入・空欄 ※厚生年金保険(作業員別):【加入】厚生年金、受給者、【未加入】国民年金、その他、未加入・空欄

社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 民間(建築)工事における社会保険等への加入状況について【下請次数別(現場別調査)】

○ 下請次数別では、企業別・作業員別ともに、一次下請でかなり高く、二次下請以下で低い。

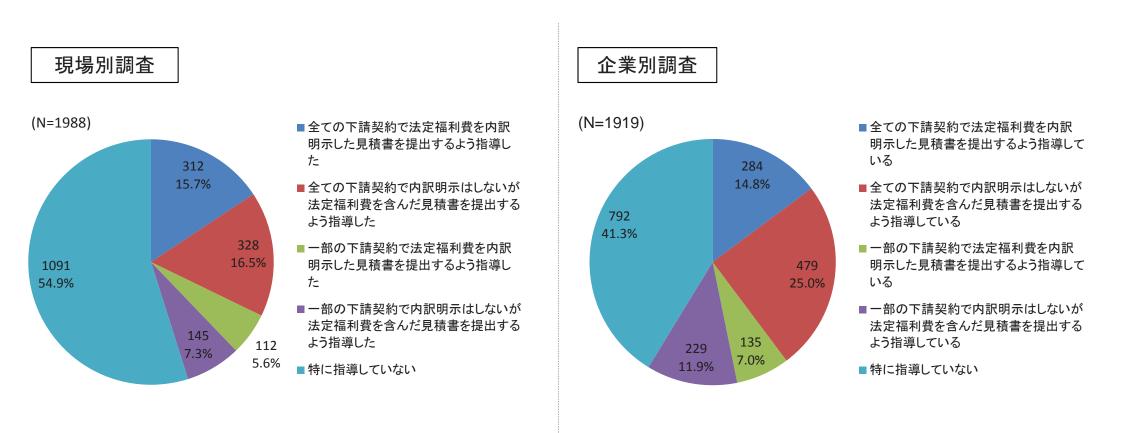






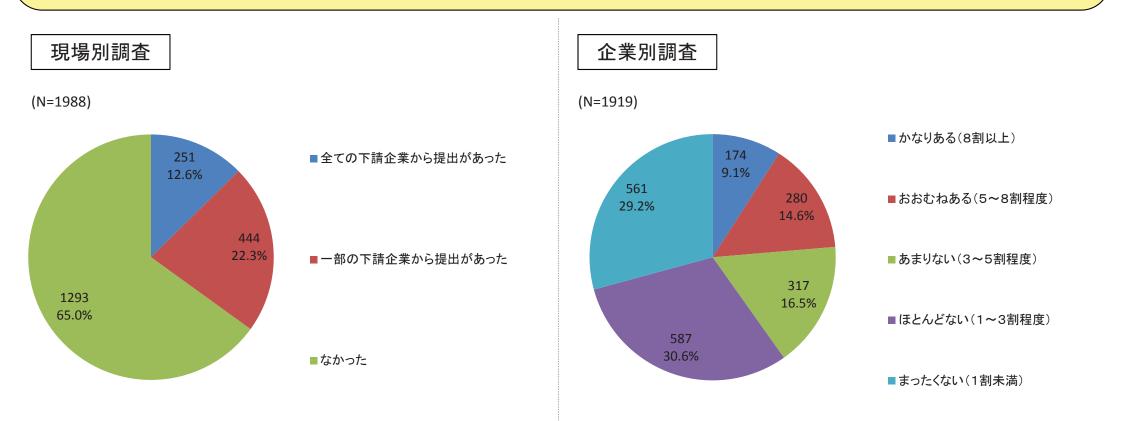
社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【下請企業への提出指導】

- 〇 下請企業に対して法定福利費を内訳明示した見積書の提出を全部又は一部の下請契約で指導した企業 は現場別調査で21.3%(四国:25.5%)、企業別調査で21.8%(四国:11.3%)。
- 法定福利費を含んだ見積書の提出を指導した場合を含めると、現場別調査で45.1%(四国:51.1%)、 企業別調査で58.7%(四国:44.4%)。



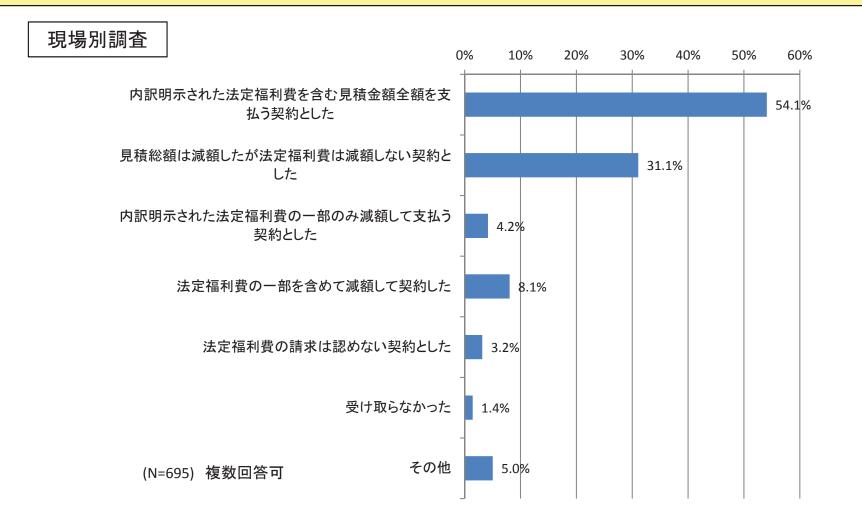
社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【下請企業からの提出状況】

- 〇 下請企業からの提出状況について、現場別調査では34.9%(四国:46.8%)が全て又は一部の下請企 業から提出を受けている。また、企業別調査では、23.7%(四国:14.1%)が提出をかなり又はおおむね 受けている。
- 一方で、現場別調査では65.0%(四国:53.2%)が提出を受けておらず、企業別調査で59.8%(四国: 72.5%)がほとんど又はまったく提出を受けていない状況。



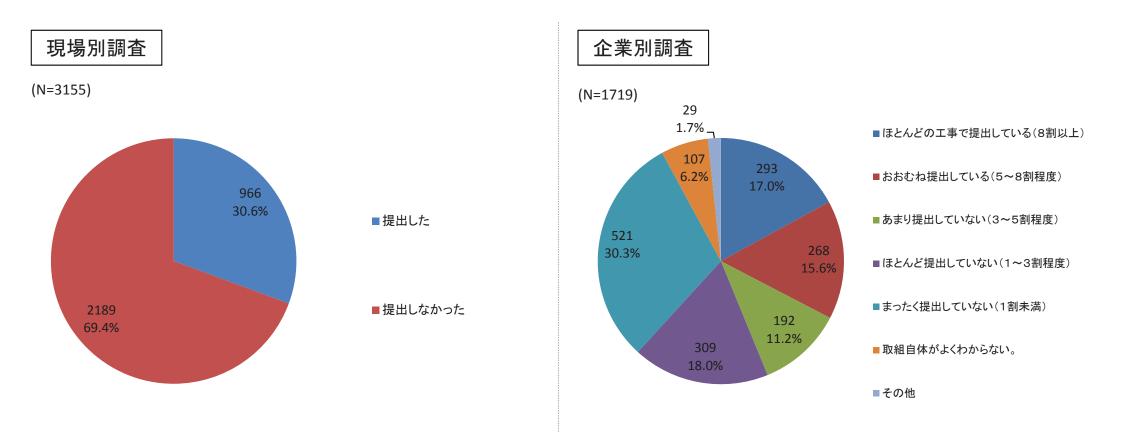
社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【提出を受けた結果(現場別調査)】

- 〇 内訳明示した見積書の提出を受けた結果、54.1%(四国:59.1%)で内訳明示された法定福利費を含む見積金額全額を支払う契約としている。
- 見積総額は減額したが、法定福利費は減額しないとした場合は31.1%(四国:18.2%)。



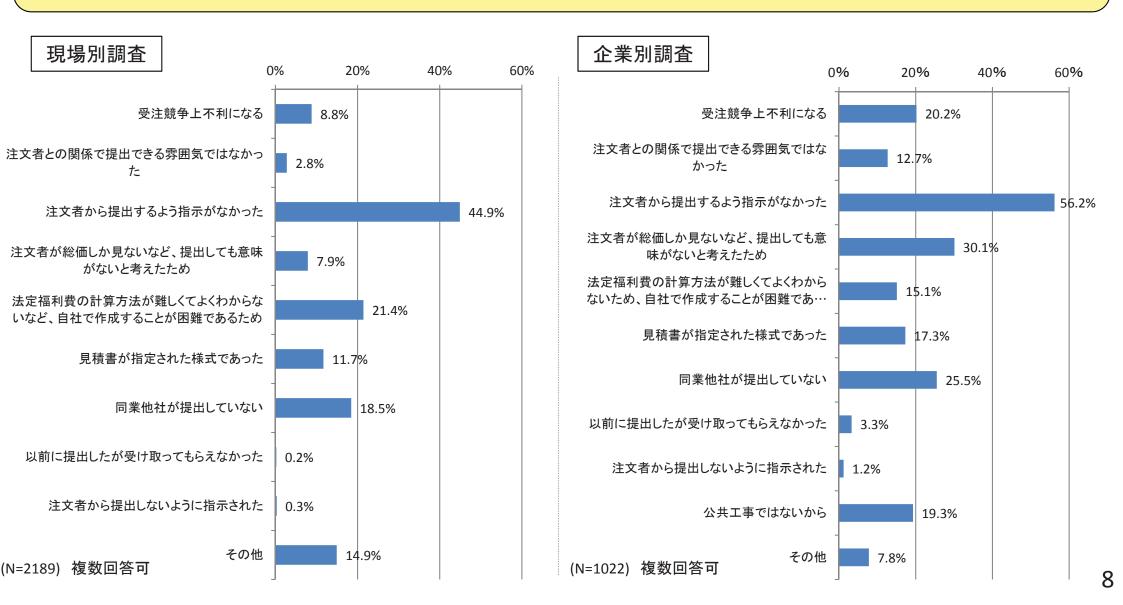
社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者への提出状況】

- 注文者に対する内訳明示した見積書の提出について、現場別調査では30.6%(四国:49.1%)が提出、企業別調査では32.6%(四国:32.5%)がほとんど又はおおむね提出している。
- 一方で、現場別調査では69.4%(四国:50.9%)が提出せず、企業別調査では48.3%(四国:48.8%)がほとんど又はまったく提出していない状況。



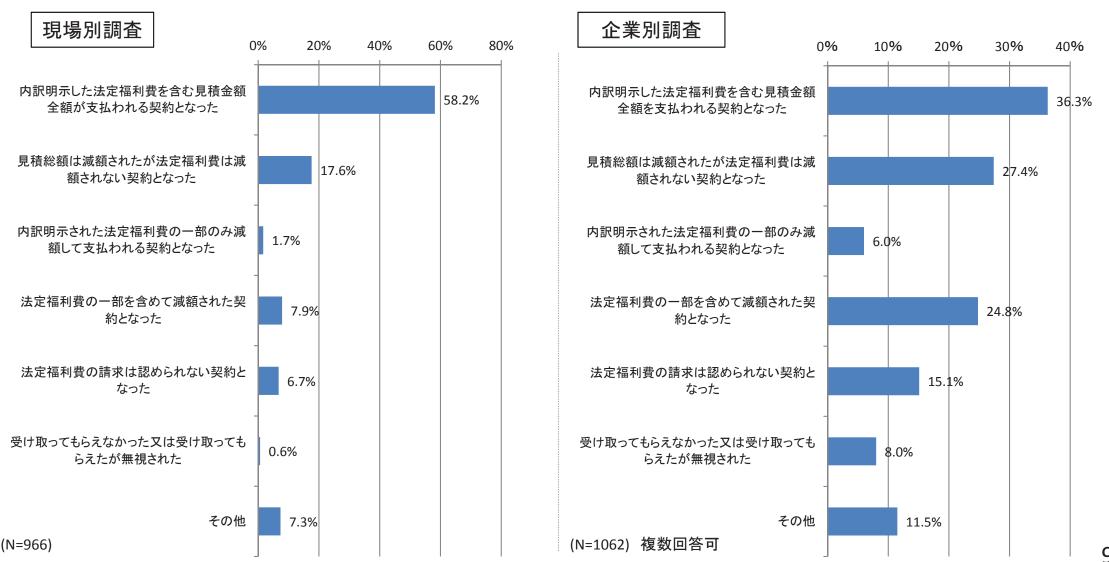
社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者へ提出しなかった理由】

〇 注文者に対して内訳明示した見積書を提出しなかった理由として、現場別調査・企業別調査ともに、「注文 者から提出するよう指示がなかった」が圧倒的に多い。【現場別調査44.9%(四国:51.7%)、企業別調査 56.2%(四国:45.8%)】



社会保険等加入及び法定福利費を内訳明示した見積書に関する実態調査 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について【注文者へ提出した結果】

注文者に対して内訳明示した見積書を提出した結果、現場別調査・企業別調査ともに「内訳明示した法定 \bigcirc 福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」が最も多い。【現場別調査58.2%(四国:57. 1%)、企業別調査36.3%(四国:41.7%)】



「厚生年金保険」「雇用保険」の適用事業所数・被保険者数の推移

○ 厚生年金保険及び雇用保険の適用状況をみると、適用事業所数・被保険者数ともに増加している。

103.1

-101-7

96.1

H25

全産業

(年度末)

適用事業所数

104.0

102.0

100.0

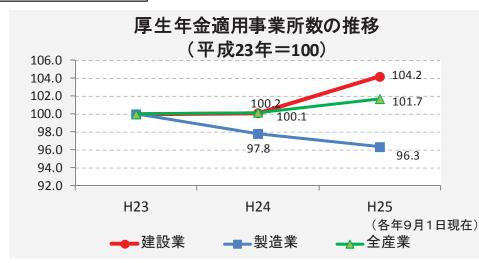
98.0

96.0

94.0 92.0

H23

━━ 建設業



雇用保険適用事業所数の推移

(平成23年=100)

101.8

H24

_____製造業

100.8

厚生年金被保険者数の推移(平成23年=100) 104.0 103.4 103.0 102.0 101.6 101.0 100.7 100.0 100.0 99.0 99.5 98.0 98.0 97.0 H23 H24 H25 (各年9月1日現在) ━━建設業 ____製造業 ____全産業 雇用保険被保険者数の推移(平成23年=100) 106.0 105.1 104.0 101 102.4 102.0 100.9 100.0 98.1 98.0 98.6

H24

_____製造業

H25

____全産業

(年度末)

出典:厚生労働省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」「雇用保険事業年報」より国土交通省にて作成 10

96.0

94.0

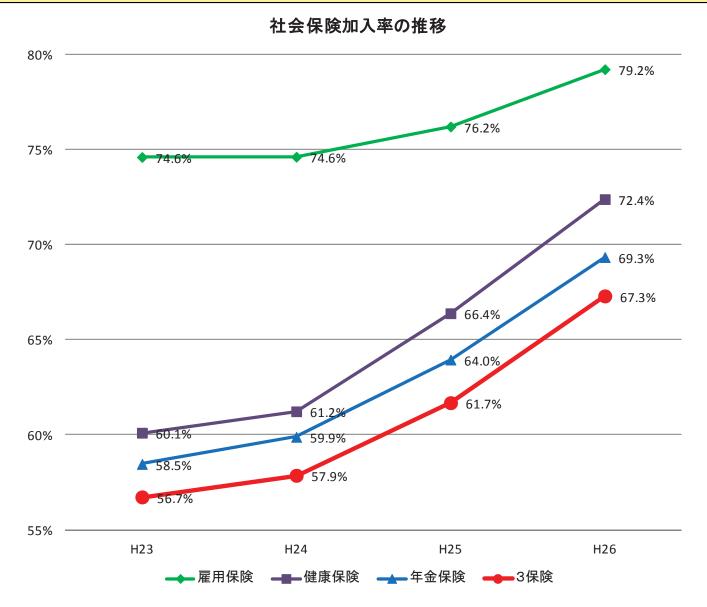
H23

→ 建設業

被保険者数

社会保険等の加入状況(公共事業労務費調査より)【速報値】

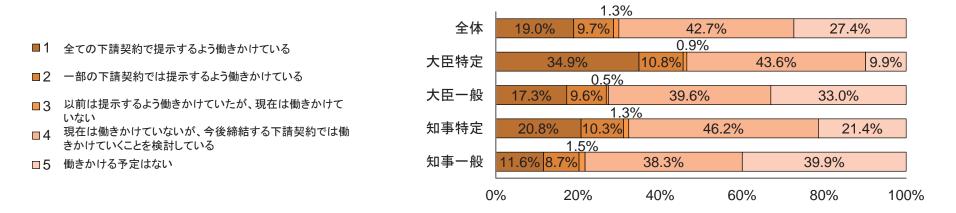
O3保険とも加入している技能労働者は、H25.10調査から約5.6ポイント上昇。(速報値)



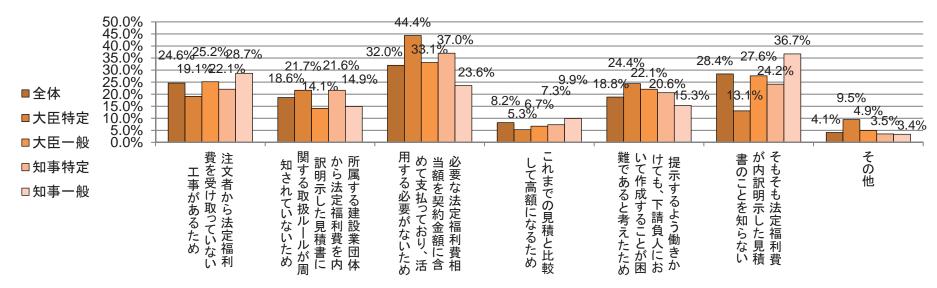
※平成23年10月、平成24年10月、平成25年10月及び平成26年10月公共事業労務費調査結果 ※平成26年10月調査は速報値

- 平成25年10月以降に締結した下請契約に際して、元請負人が下請負人に対し、法定福利費が明示された見積書の提示を、「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下請契約で働きかけている」との回答は合わせて
 28.7%。
- 法定福利費が内訳明示された見積書の提示を働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約 金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」(32.0%)が最も多い。

【法定福利費が内訳明示された見積書の提示に係る下請負人への働きかけ】



【法定福利費が内訳明示された見積書の提出を働きかけていない理由】



-) 法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況については、「全ての工事で提出している」又は 「一部の工事で提出している」との回答は合わせて31.6%。
- 標準見積書を提示しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかった」(33.0%)との回答が最も多い。知 般建設業者に関しては、「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」(35.5%)が最も多 い。

【下請負人の法定福利費が内訳明示された見積書(標準見積書)の活用状況】

全体 16.7% 5.2% 63.2% 14.9% 大臣特定 21.0% 24.8% 6.9% 47.2% 大臣一般 14.3% 4.9% 63.7% 17.0% 15.5% 17.2% 6.0% 61.3% 知事特定 提出していない(法定福利費が内訳明示された見積書は作成済み) 4.1% 知事一般 12.8% 14.2% 68.9% 提出していない(法定福利費が内訳明示された見積書を未作成) 0% 20% 40% 60% 80% 100%

【下請負人が標準見積書を提示しない理由】

全ての工事で提出している

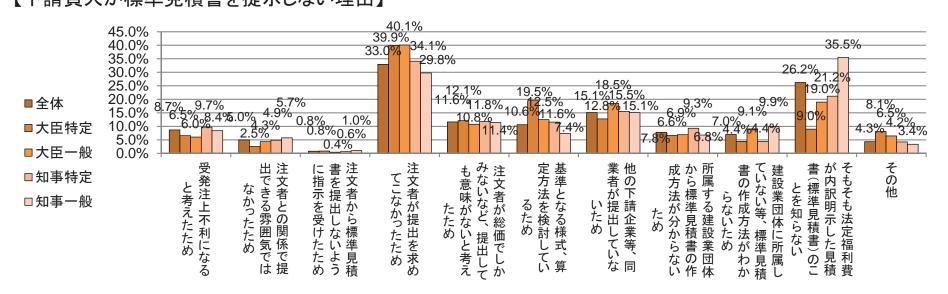
一部の工事で提出している

1

2

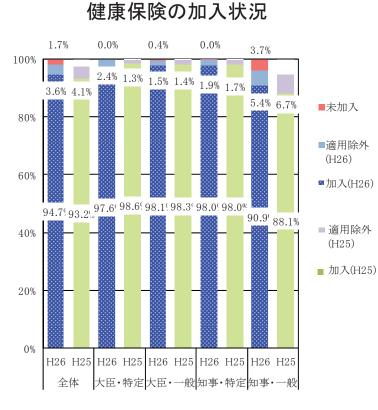
3

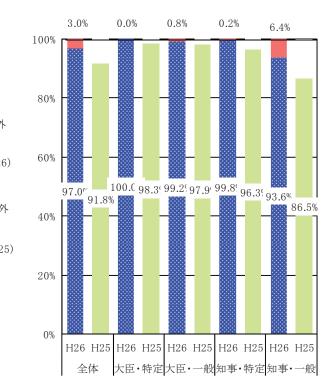
4



O 健康保険、年金保険、雇用保険の3保険全てにおいて昨年度より加入状況が改善。

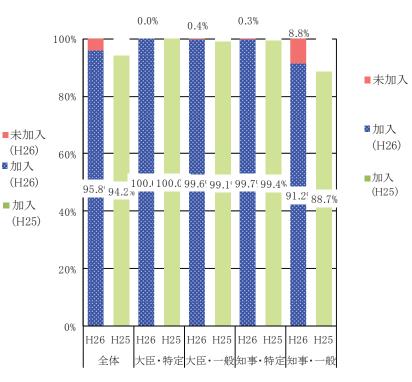
○ 全ての許可区分別において、加入率が90%を超え、各保険とも加入状況の改善が進んでいる。



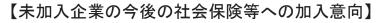


年金保険の加入状況

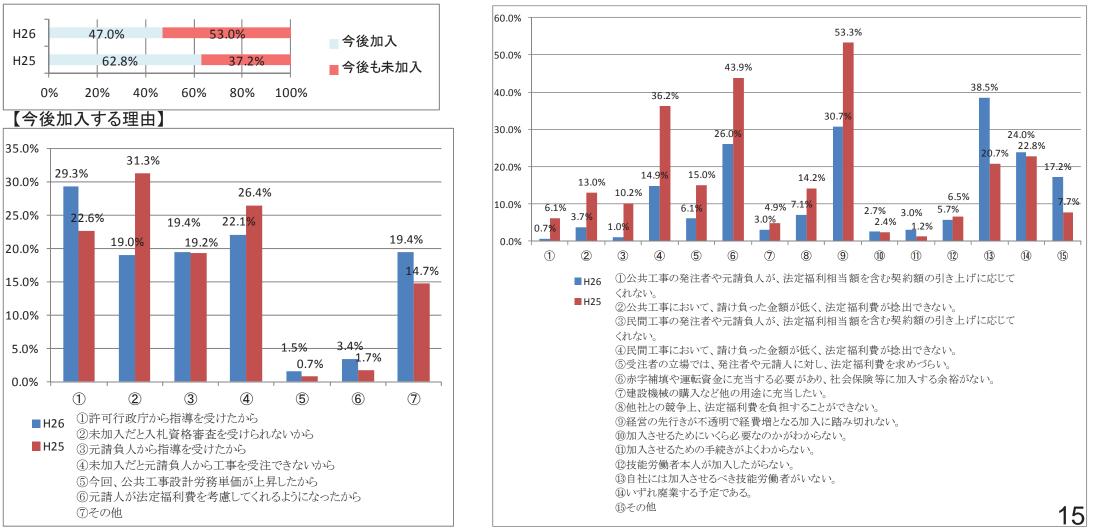
雇用保険の加入状況



- 3保険のいずれかで未加入と回答している企業のうち、「今後加入する」と回答した企業は47.0%で昨年度より低下。
- 〇未加入と回答した企業が今後加入する理由として、「①許可行政庁から指導を受けたから」(29.3%)、「④未加入だと元請 負人から工事を受注できないから」(22.1%)が多い。
- 今後も加入しない理由として、「⑬自社には加入させるべき技能労働者がいない」(38.5%)、「⑨経営の先行きが不透明 で経費増となる加入に踏み切れない」(30.7%)が多い。







建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況(1/2)

.加入指導状況(平成26年9月現在)		
平成24年11月から平成26年9月までの社	会保険等の加入指導状況は以下のとおり	【以下参考(26年3月時点)】
〇これまでに確認した申請等件数・・・	••••••••••••265,445件	(231,787件)
・申請等件数のうち既に加入していた	:件数・・・・・・・・・・・・232, 490件	(204, 649件)
・申請等件数のうち未加入であったた	:め、指導を受けた件数・・・・・32,955件	(27,138件)
【指導を受けた件数の内訳】		
加入した件数・・・・・・	•••••11,326件	(8,316件)
加入しなかったため社会保険	等担当部局へ通報した件数・・・・14,037件	(8,273件)
指導中又は加入確認待ちの件	枚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7, 592件	(10,549件)

資料2

2. これまでの取り組み

国土交通省及び47都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。) への未加入業者を対象に、平成24年11月から社会保険等への加入を強く指導してきており、平成29年度までに建設業者の社会保険等 の加入率が事業者単位で100%の目標を達成するため以下の取り組みを行っている。

○建設業法施行規則、告示の改正(平成24年5月)

・建設業の許可申請書及び施工体制台帳の記載事項に「健康保険等の加入状況」を追加

・経営事項審査申請書の評価項目を各保険毎に細分化し減点幅を拡大

○社会保険加入状況の把握、確認・指導等(平成24年11月より)

・建設業許可部局における建設業許可・更新申請及び経営事項審査申請並びに立入検査時に加入状況を確認し未加入業

者に対し加入指導を実施

・加入指導に従わない未加入業者は厚生労働省の社会保険等担当部局へ通報

○建設業法に基づく「監督処分基準」の改定(平成24年10月)

・指導に従わない未加入業者に対する監督処分基準を改定

〇国土交通省直轄工事における発注者と建設業所管部局が連携して行う社会保険等未加入対策に関する通知を発出(平成26年5月)

・平成26年8月より、国土交通省直轄工事において、発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における全ての下請業者の加入状況を確認し、未加入業者である場合には建設業所管部局が加入指導を実施

建設業許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況(2/2) 🖉 国土交通省

建設業許可部局による社会保険等加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況 (平成24年11月~平成26年9月まで)

「申請等件数」 : 建設業許可部局に申請した建設業の許可申請及び経営事項審査の申請並びに建設業許可部局による立入検査の合計件数。

「既加入件数」:「申請等件数」のうち、既に社会保険等に加入していた建設業者の件数。

「指導件数」
「
「
申請等件数」のうち、
社会保険等に未加入であった建設業者を建設業許可部局が加入指導した件数。

「加入確認待ち件数」:「指導件数」のうち、指導後、一定猶予期間が経過していない等の理由により加入の確認ができていない建設業者の件数。

「加入件数」
:「指導件数」のうち、社会保険等に加入した建設業者の件数。

「通報件数」 :「指導件数」のうち、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部 局に通知した件数。

	申請等		指導		加入確認待ち		加入		通報		
	申請等 件数	既加入 件数	既加入率	指導件数	指導率	件数	比率	加入件数	加入率	通報件数	通報率
	(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(a)	(d) = (c)-(e)-(f)	(d)/(c)	(e)	(e)/(c)	(f)	(f)/(c)
北海道·東北	34,655	31,348	(90.5%)	3,307	(9.5%)	829	(25.1%)	1,184	(35.8%)	1,294	(39.1%)
関東	71,516	55,726	(77.9%)	15,790	(22.1%)	3,705	(23.5%)	4,955	(31.4%)	7,130	(45.2%)
北陸	12,309	11,571	(94.0%)	738	(6.0%)	130	(17.6%)	366	(49.6%)	242	(32.8%)
中部	28,454	24,588	(86.4%)	3,866	(13.6%)	809	(20.9%)	1,069	(27.7%)	1,988	(51.4%)
近畿	49,521	44,202	(89.3%)	5,319	(10.7%)	1,202	(22.6%)	2,028	(38.1%)	2,089	(39.3%)
中国	17,461	16,445	(94.2%)	1,016	(5.8%)	193	(19.0%)	396	(39.0%)	427	(42.0%)
四国	10,654	10,198	(95.7%)	456	(4.3%)	38	(8.3%)	271	(59.4%)	147	(32.2%)
九州·沖縄	40,875	38,412	(94.0%)	2,463	(6.0%)	686	(27.9%)	1,057	(42.9%)	720	(29.2%)
合計	265,445	232,490	(87.6%)	32,955	(12.4%)	7,592	(23.0%)	11,326	(34.4%)	14,037	(42.6%)
大臣	9,538	9,520	(99.8%)	18	(0.2%)	3	(16.7%)	14	(77.8%)	1	(5.6%)
知事	255,907	222,970	(87.1%)	32,937	(12.9%)	7,589	(23.0%)	11,312	(34.3%)	14,036	(42.6%)

【参考】

健康保険・厚生年金保険に係る地方整備局等からの 通報に基づく適用促進の実施状況 (ブロック本部別)

(平成26年9月末総計)

(単位:件)

			対応状況		(単位・件)
ブロック本部名	① 通報件数	② 既に適用済み	<u>》 心 扒 扒</u> ③ 適用対象外	④ 適用に至った	⑤ 引き続き対応を行っ ている件数 ①-(②+③+④)
北海道	487	104	22	104	257
東北	870	205	44	226	395
北関東·信越	2,961	535	78	486	1,862
南関東	3,509	655	139	772	1,943
中部	1,809	222	97	297	1,193
近畿	1,598	389	82	310	817
中国	369	76	24	129	140
四国	127	16	20	58	33
九州	559	92	121	192	154
全国計	12,289	2,294	627	2,574	6,794

(注1)平成24年11月~平成26年9月末までの通報件数及び対応状況件数を計上

(注2)②欄については、①の通報があった時点において、事業主から自主的な届出等によって適用事業所等と 確認できた件数を計上

(注3)③欄については、適用対象外であることが判明した件数を計上

(注4)④欄については、加入指導等を行った結果、適用に至った件数を計上

(注5)⑤欄については、対応済みを除いたもので、引き続き、対応を行っている件数を計上

※雇用保険に関しては、9月末集計は行っていない。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂(案)について【概要】

資料3

- 建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成 24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行。
- 本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、本取組状況等を踏まえて必要があると認められるときは、見直し等の所要の措置を実施するとしているところ。

検討上の課題・方向性

- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用が十分に進んでいないことから、活用を促進するための環境整備が必要。
- 目標年次まで2年余りに迫っていることから、平成29年度以降の姿を見据えた具体的取組内容を明示するとともに、派生する課題への対応(加入状況の記載の真正性の確保、保険加入義務の潜脱を図った小規模事業主化の抑止)が必要。

改訂案の主な内容

法定福利費を内訳明示した見積書提出の見積条件への明示

- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請 企業が再下請に出す場合も同様)。
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の 費用との減額調整を厳に慎むことを記載。

<u>適切な保険に加入した下請企業・労働者のみからなる工事の試行的実施(モデル現場)</u>

○ 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能 である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

<u>情報システムへの関係資料の添付による保険加入情報の記載の真正性の確保</u>

○ 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるととも に、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。

施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿の正確な記載による雇用と請負の明確化

- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載する よう明記。
- 平成27年1月15日 パブリックコメント実施。
- 〇 平成27年4月 1日 改訂内容を適用。(平成27年4月1日付け一部改訂)

○ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン 改訂案

現行	改 訂 案
第1 趣旨	第1 趣旨
建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保	建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保
険」という。)について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険	険」という。)について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険
未加入企業)が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的	未加入企業)が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的
保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守	保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守
して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾し	して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した
た状況が生じている。	状況が生じている。
この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」(平	この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」(平
成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ)及び中央建設業審議会・社	成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ)及び中央建設業審議会・社
会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成	会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成
24年1月27日)において示されているとおり、建設産業全体としての枠組	24年1月27日)において示されているとおり、建設産業全体としての枠組
みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくこと	みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくこと
が必要である。	が必要である。
このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当	このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当
部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指	部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指
導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたと	導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたと
ころである。	ころである。
	<u>また、平成26年9月30日に改正された公共工事の入札及び契約の適正化</u>
	を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)においては、
	「公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険に加入し、法定福利
	費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。
	このため、法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共
	工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を
	講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結
	を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は
	社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含

	めてその排除を図るものとする」こととされたところである。
他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善してい	他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善してい
くためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うこと	くためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うこと
が求められる。これについては、従来から「建設産業における生産システム合	が求められる。これについては、従来から「建設産業における生産システム合
理化指針」(平成3年2月5日建設省経構発第2号)において、元請企業が下	理化指針」(平成3年2月5日建設省経構発第2号)において、元請企業が下
請企業に対して社会保険の加入及び保険料の納付について措置するよう指導	請企業に対して社会保険の加入及び保険料の納付について措置するよう指導等
等を行うことを求めているが、 <u>今般</u> 、下請企業の保険加入状況を把握すること	を行うことを求めているが、 <u>平成24年5月には</u> 、下請企業の保険加入状況を
を通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び	把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の
再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容	記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加するこ
とする建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という	と等を内容とする建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規
。)の改正を行ったところである。	則」という。)の改正を行ったところである。
	<u>中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員</u>
	会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」(平成26年1月)においては、
	「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位
	では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされており、本
本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び	ガイドラインは、 <u>この目標を達成するため、</u> 建設業における社会保険の加入に
下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確に <u>する</u> ものであり、建設企業の	ついて、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確に <u>した</u> も
取組の指針となるべきものである。	のであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。
第2 元請企業の役割と責任	第2 元請企業の役割と責任
(1)総論	(1)総論
元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権	元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権
限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負	限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負
価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらす	価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらす
ものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の	ものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の
役割を分担することが求められる。	役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての	このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての
下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条	下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条
件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待さ	件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待さ
れる。	れる。
とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、	とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、
社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適	社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適
格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業	格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業
に対する指導等の取組を講じる必要がある。	に対する指導等の取組を講じる必要がある。
建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)におい	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)におい
ても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生	ても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生
に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努	に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努
めることとされている(第8条第2項)。	めることとされている(第8条第2項)。
本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の	本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の
契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべ	契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべ
ての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うこ	ての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うこ
とが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は	とが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は
協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直	協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直
接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の	接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の
契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難である	契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると
と認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。	認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。
元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイド	元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイド
ラインの周知徹底に努めるものとする。	ラインの周知徹底に努めるものとする。
(2)協力会社組織を通じた指導等	(2)協力会社組織を通じた指導等
元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下	元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下
請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会や災害防止	請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会や災害防止
協会等の協力会社組織に所属する建設企業(以下「協力会社」という。)に対	協会等の協力会社組織に所属する建設企業(以下「協力会社」という。)に対
しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策	しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策

を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは	を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは
契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを将来	契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを具体
<u>的に見据え</u> つつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。このた	<u>的に予定し</u> つつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。このた
め、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意	め、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意
識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。	識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。
ア 協力会社の社会保険加入状況について定期に把握を行うこと。	ア 協力会社の社会保険加入状況について定期に把握を行うこと。
イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。	イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。
ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進	ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進
めるよう指導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者	めるよう指導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者
である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人	である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人
以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には	以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5
5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが	人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見
見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと	られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判
判明した場合には、同様に指導を行うこと。	明した場合には、同様に指導を行うこと。
<u>また、</u> 社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状	<u>エ</u> 社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にか
にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導	んがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導す
すること <u>が望ましい</u> 。	ること。
	加えて、平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入
	したものに限定した工事を試行的に実施し、その取組を拡大することが望まし
	い。作業員についても、工事の規模等に鑑みて可能である場合には、すべての
	作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが
	望ましい。
(3)下請企業選定時の確認・指導等	(3)下請企業選定時の確認・指導等
元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわ	元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわ
らず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守し	らず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しな
ない不良不適格業者であるということ(公共工事の入札及び契約の適正化を図	い不良不適格業者であるということ(公共工事の入札及び契約の適正化を図る
るための措置に関する指針参照)を踏まえる必要がある。	ための措置に関する指針参照)を踏まえる必要がある。

このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保	このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保
険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には	険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には
、早期に加入手続を進めるよう指導を行う <u>べきである</u> 。この確認に当たっては	、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。この確認に当たっては、必要
、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料	に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピ
のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずること <u>が望まし</u>	ーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること。な
<u>い</u> 。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト	お、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト
(http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D) において適用状況を確認すること	(http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D) において適用状況を確認すること
ができる。	ができる。
	ついては、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべき
遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険	であり、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇
の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企	用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である
業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。	建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。
(4)再下請負通知書を活用した確認・指導等	(4)再下請負通知書を活用した確認・指導等
施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請	施工体制台帳の作成及び備付け又は写しの提出が義務付けられる建設工事に
負がなされる場合には、 <u>下請負人から特定建設業者に対して</u> 再下請負通知書が	おいて、再下請負がなされる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った
提出される。規則第14条の4の規定 <u>の改正</u> により、再下請負通知書の記載事	元請負人に対して下請負人から再下請負通知書が提出される。規則第14条の
項に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項が追加され	4の規定により、再下請負通知書の記載事項に健康保険、厚生年金保険及び雇
たことから、 <u>特定建設業者</u> においては、再下請負通知書を活用して下請負人の	用保険の加入状況に関する事項が追加されたことから、発注者から直接建設工
社会保険の加入状況を確認することが可能 <u>となった</u> 。(別紙1)	<u>事を請け負った元請負人</u> においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社
	会保険の加入状況を確認することが可能 <u>である</u> 。(別紙1)
このため、 <u>特定</u> 建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の	このため、建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入
加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すべきであ	状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認す <u>ること</u> 。この
<u>る</u> 。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業が	確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、(
あり、(3)の指導が行われていない場合には、(3)と同様の指導を行う <u>べ</u>	3)の指導が行われていない場合には、(3)と同様の指導を行う <u>こと</u> 。
<u>きである</u> 。	
<u>規則第14条の2の規定の改正を受けた</u> 施工体制台帳については、別紙2の	施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制を確
作成例を参考とし、適正な施工体制 <u>の</u> 確保に努めること。	保 <u>す</u> ること。

(5)作業員名簿を活用した確認・指導	(5)作業員名簿を活用した確認・指導
施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各	施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各
団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している	団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している
健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加さ	健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加さ
れている。(別紙3)	れている。(別紙3)
この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働	この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働
者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況(以下「保険加	者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況(以下「保険加
入状況」という。)を把握することが可能 <u>となった</u> 。これを受け、元請企業は	入状況」という。)を把握することが可能 <u>である</u> 。これを受け、元請企業は、
、新規入場者の受け入れに際して、各作業員(建設業に従事する者に限る。以	新規入場者の受け入れに際して、各作業員(建設業に従事する者に限る。以下
下同じ。)について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、	同じ。)について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、
・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員	・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は	・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は
(及び) 年金保険欄に「国民年金」と記載されている者	(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険	 ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険
欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と	欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記
記載されている作業員	載されている作業員
がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険	がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険
に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用す	に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用す
る個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々	る個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々
雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。	雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。
元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用する	元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用する
など、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握でき	など、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握でき
る場合には、当該方法による確認も可能である。	る場合には、当該方法による確認も可能である。
各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会	各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会
保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な	保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な
事項以外を黒塗りしたものでも構わない)を提示させるなど、記載事項の真正	事項以外を黒塗りしたものでも構わない)を提示させるなど、記載事項の真正
性の確保に向けた措置を講ずること <u>が望ましい</u> 。	性の確保に向けた措置を講ずる <u>よう努める</u> こと。 <u>情報システムを利用して各作</u>
	業員の保険加入状況を確認する場合にあっては、必要な資料を電子データで添

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当すること から、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドラ イン」(平成24年国土交通省告示第363号)に留意し、適切に取り扱うこ とが必要である。 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確 認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認 めないとの取扱いとすべきである。	 付する方法により提示させることも可能である。 なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当すること から、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成24年国土交通省告示第363号)に留意し、適切に取り扱うことが必要である。 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。
(6)施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い 下請契約の総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める金 額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合で あっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14 条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨 されているところである(「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月 20日建設省経建発第147号)参照)。 建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険 加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場 合には指導を行う <u>ことが望ましい</u> 。	(6)施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い 下請契約の総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない <u>民間工事</u> の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである(「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日建設省経建発第147号)参照)。 建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべきである。
 (7)建設工事の施工現場等における周知啓発 下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を行うべきである。社会保険未加入対策の開始当初の段階において は、重点的に取り組むことが必要であるので、特に留意すること。 ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。 	 (7)建設工事の施工現場等における周知啓発 下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を継続して行うべきである。 ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

 イ (2)に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加 入勧奨を行うこと。 	イ (2)に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加 入勧奨を行うこと。
(8) 法定福利費の適正な確保 社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利 費であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「	(8) 法定福利費の適正な確保 建設産業においては、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等によ る法定福利費相当額を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に提出する 取組が行われているところであり、これを提出する環境づくりが必要である。 そもそも、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならな い法定福利費であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に
通常必要と認められる原価」に含まれるものである。 このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として 適正に確保する必要がある。	 規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。 このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として 適正に確保する必要がある。 <u>その上で、元請負人は、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳</u> 明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見 積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。
	具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しな ければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるも のであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を 適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定 福利費を内訳明示した見積書(特段の理由により、これを作成することが困難
	な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書)を提出するよう明示し なければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金 額に適切に反映することも必要である。
下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元 請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利	下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され <u>又は含まれ</u> ているにもかか わらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり
費相当額を <u>含め</u> ない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要 と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依	4759、元請員八がこれを尊重と9、法定福利貨相当額を一方的に削減した9 、 <u>労務費そのものや請負金額を構成する他の費用(材料費、労務費、その他経</u> 費など)で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を <u>賄うことができ</u>

存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反 するおそれがある。	ない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。
 第3 下請企業の役割と責任 社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負って いるのは本来的には雇用主であるため、社会保険加入を徹底するためには、建 設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが 必要不可欠である。 具体的には、次の責任を果たすべきである。 ア 下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建 設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区 別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが 必要である。なお、事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇 用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは<u>避</u> けるべきであり、請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽 装請負として職業安定法(昭和22年法律第141号)等の労働関係法令に 抵触するおそれがあることに留意する必要がある。 労働者であるかどうかは、 ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無 	 第3 下請企業の役割と責任 社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは雇用主である。そのため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らがその責任を果たすことが必要不可欠である。 具体的には、次の責任を果たすべきである。 ア 下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。主た、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法(昭和22年法律第141号)等の労働関係法令に抵触するおそれがある。 労働者であるかどうかは、 ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
 ・業務遂行上の指揮監督の有無 ・勤務時間の拘束性の有無 ・本トの体帯性の有無 	 ・業務遂行上の指揮監督の有無 ・勤務時間の拘束性の有無 本しの仕芽せの有無
 ・本人の代替性の有無 ・報酬の労務対償性 をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、 	 ・本人の代替性の有無 ・報酬の労務対償性 をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、

保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを	保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを
行うこと <u>が望ましい</u> 。	行うこと。
その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期	その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期
間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、	間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、
その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすること <u>が望</u>	その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすること。
<u>ましい</u> 。	
イ 元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の	イ 元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の
相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が	相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が
建設工事の施工に携わる <u>全</u> ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指	建設工事の施工に携わる <u>すべ</u> ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による
導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担する <u>とともに</u> 、再	指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担することや、再
下請企業 <u>の対応</u> 状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。	下請企業が雇用する各作業員の保険加入状況を確認し、自社の雇用者も含め
	<u>てその真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること、それらの</u> 状況に
	ついて元請企業に情報提供することなども含まれる。
規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1	規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1
の作成例を参考とし、適正な施工体制 <u>の</u> 確保 <u>に努め</u> ること。	の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保 <u>す</u> ること。
なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法	なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法
律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交	律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交
通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切	通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切
に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当た	に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当た
っては、利用目的(保険加入状況を元請企業に確認させること)を示した上	っては、利用目的(保険加入状況を元請企業に確認させること)を示した上
で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。	で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。
	<u>ウ</u> 建設労働者の社会保険への加入促進を図るためには、建設労働者を直接雇
	用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。そのため、下請
	企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書
	の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、
	雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保す
	ること。
	<u>エ</u> 請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、

	<u>第2(8)と同様に再下請負人の法定福利費を適正に確保するよう努めるこ</u>
	<u>と。</u>
	具体的には、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければなら
	ない経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる
	原価」に含まれるものであることを踏まえ、再下請負人が自ら負担しなけれ
	ばならない法定福利費を適正に見積るとともに提出する見積書に明示できる
	よう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書(特段
	の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福
	利費を含んだ見積書)を提出するよう明示することが望ましい。その際、社
	会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、
	各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも
	求められる。
第4 施行期日等	第4 施行期日等
本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。このガイドライン	本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。(平成27年4月
の施行前に元請企業が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、	1日一部改訂)
なお従前の例による。	このガイドラインは、今後、建設業における社会保険の加入状況や <u>社会保険</u>
本ガイドラインは、社会保険未加入対策の開始当初(平成24年度から平成	<u>未加入対策の取組状況及び成果、</u> 本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえ
25年度までの概ね2年間)における取組を中心に記載したものであり、今後	て必要があると認めるときは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置
	を講ずるものとする。
踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を	
講ずるものとする。	

1. 法定福利費の確保に向けた対応



パブリックコメント実施中

資料4

- 内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示すること新たに記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)
- ・提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載

○ <u>法定福利費を内訳明示した見積書作成のポイント(仮称)の作成</u>

○ <u>建設企業の経理実務等における法定福利費の明確化に向けた対応</u>

平成26年度~

平成26年度

- 建設業会計や経理実務における法定福利費の位置付けや取扱に関する整理
- 法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施
- <u>実質的な法定福利費の担保に関する調査検討等</u>
 ・ 別枠支給、別枠明示、事後精算など、法令改正・請負契約における措置・代金支払におけ

る実務・商慣習など幅広い観点から検討

建設業における社会保険未加入対策について

2. その他の対応

○ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂

パブリックコメント実施中

- すべての下請企業を適切な保険に加入に限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を実施することが望ましいと記載。
- 保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、「望ましい」から「努める」に改めるとともに、情報システムにおいて関係資料を電子データで添付する方法によることを許容。
- 施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿について、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載するよう明記。
- <u>社会保険未加入対策に関するQ&Aの作成、周知用リーフレットの作成</u>

平成26年度

- ・ 社会保険未加入対策等に関するQ&Aを作成し、ホームページで公表
- 高齢者の年金加入に関するメリット等に関するリーフレットを作成。
- <u>一人親方の労働者性・事業者性の判断基準を周知(パンフレット作成)</u>

平成26年度

• 平成25年3月に策定したリーフレットを活用した更なる周知徹底(簡易版の作成等)

上記は現時点での施策であり、この他にも、必要な施策に取り組んでいく

資料5

社会保険加入促進要綱

平成 27 年 1 月 19 日 一般社団法人 日本建設業連合会

我が国の建設市場は、東日本大震災復興工事の本格化や国土強靭化に向けた事業の拡大、ア ベノミクス効果による民間需要の増加などにより、平成22年度を底に回復基調にある。建設 市場が過去の縮小局面から好転した今こそ、健全な建設産業へと再生する貴重なチャンスとし て、この機会に建設業界を挙げて建設技能労働者の処遇改善を促進し、将来の担い手の確保・ 育成につなげていかなければならない。

国土交通省では、公共工事設計労務単価を二度にわたって引き上げ、また社会保険^{*1} 未加 入対策を進め、平成29年度を目途に企業単位では加入義務のある許可業者の加入率100%、 労働者単位では製造業相当の加入^{*2}という目標を掲げている。さらにはいわゆる担い手三法^{*} ³の改正に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的 な方針」等を制定するなど、建設業における担い手確保・育成のため建設技能労働者の処遇改 善に向けて積極的に取組んでいる。

日建連においては、建設技能労働者の処遇改善には社会保険未加入対策が不可欠であるとの 認識の下、平成24年4月に他団体に先駆けて「社会保険加入促進計画」を策定し、社会保 険加入促進に積極的に取組んできたところである。

国土交通省が目標年度とする平成29年度までの5年のうち、既に半分が経過した現在、 社会保険の公共事業における加入率^{**4}は企業単位で90%、労働者単位では62%と加入状況 に改善はみられるものの、民間事業についてはこれよりも相当低い状況にあると想定され、さ らには地域、職種による格差が大きいなど、依然として芳しい状況にはなっていない。また、 政府の経済財政諮問会議において民間議員から、建設技能労働者の社会保険の加入率は極めて 低く、こうした労働環境の是正を早急に進めるべきであるとの指摘がなされたところである。

こうした状況から、日建連は担い手確保・育成対策の一環として、下記の通り新たに「社会 保険加入促進要綱」を策定し、平成29年度以降に工事現場における全ての労働者が社会保険 に適正に加入していることを目標として、これまでの取組みをさらに加速させることとした。

もとより、社会保険への加入を促進するためには、行政、元請企業、下請企業等の関係者が ー体となってそれぞれの役割を果たすことが肝要であり、日建連会員企業は、建設業界のリー ディングカンパニーとして、足並みをそろえ本要綱に基づき積極的に取組むものとする。

^{※1} 社会保険とは雇用保険、健康保険及び厚生年金保険をいう。

^{※2} 雇用保険で 92.6%、厚生年金保険で 87.1%。(「建設産業の再生と発展のための方策 2011」 の資料より)

^{※3} 担い手三法とは品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)、入契法(公共工事の入札及 び契約の適正化の促進に関する法律)、建設業法をいう。

^{※4} 加入率は国土交通省「公共事業労務費調査(平成 25 年 10 月調査)における保険加入状況調 査の結果」による。

第1 適正な受注活動の徹底

日建連会員企業(以下「元請企業」という。)は、従来のデフレ経済の下での低価格受注の多発 が労働者の劣悪な処遇を招いたことを真摯に受け止め、発注者との契約において、適正価格での 受注、適正工期の確保、適正な契約条件の確保を徹底する。

第2 受注時における適正な法定福利費*の確保

元請企業は、第4により内訳明示された適正な法定福利費を確保し、企業及び労働者の社会保険 加入を促進することの重要性を踏まえ、発注者に対して、法定福利費を適正に計上した金額によ る見積及び契約締結を徹底する。

- 第3 社会保険加入の徹底
- (1) 一次下請企業について 元請企業は、一次下請企業に対して、元下契約時等において企業単位及び労働者単位で社会保険 への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は 適正な加入を徹底するよう指導する。
- (2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し再下請負契約時等にお いて企業単位及び労働者単位での社会保険への適正な加入を徹底するよう指導するとともに、元 下契約後に二次以下の下請企業及び労働者の加入状況を確認し、未加入の場合は、一次下請企業 等を介し適正な加入を徹底するよう指導する。

- 第4 元下契約等における適正な法定福利費の確保
- (1)法定福利費の内訳明示について
- ①一次下請企業について

元請企業は、元下契約に際し、一次下請企業に対して標準見積書等を提出させることにより、法 定福利費の内訳明示を徹底させる。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業に標準見積書等を提出させることにより、法定福利費の内訳明示を徹底するよう指導する。

- (2) 適正な法定福利費の確保について
- ①一次下請企業について

元請企業は、提出された標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重 したうえで、法定福利費を必要経費として適正に確保した元下契約を締結する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業から提出された 標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書を受領し、これを尊重したうえで、法定福利費 を必要経費として適正に確保した再下請負契約を締結するよう指導する。

- 第5 雇用と請負の明確化(偽装請負の排除)
- (1) 重層下請構造の改善について

元請企業は、行き過ぎた重層下請構造が労働者の劣悪な処遇を招いていることを十分に認識し、 ー次下請企業に対して、平成30年度までに再下請負契約について原則二次下請まで(設備工事 は三次下請まで)とするよう指導する。

- (2) 偽装請負の排除について
- ①一次下請企業について

元請企業は、偽装請負等により労働者が本来加入できる社会保険に加入できていないことが少な くないことに鑑み、元下契約に際し、一次下請企業に対して偽装請負など職業安定法や労働者派 遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

②二次以下の下請企業について

元請企業は、同様に、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、二次以下の下請企業が偽装 請負など職業安定法や労働者派遣法等に違反しないことを徹底するよう指導する。

- 第6 社会保険未加入企業の排除
- (1) 一次下請企業について

元請企業は、平成27年度以降、元下契約に際し、社会保険への適正な加入をしていない下請企業と契約を締結しないことを徹底する。

(2) 二次以下の下請企業について

元請企業は、平成28年度以降、一次下請企業に対して、再下請負契約に際し、社会保険への適 正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導する。

第7 行政に対する要請

日建連は国の行政機関に対して以下の事項を要請する。

- ① 受給資格の緩和など労働者が加入しやすい社会保険制度を整備すること
- ② 建設業許可・更新時に社会保険加入指導を徹底すること
- ③専門工事業者に対する社会保険加入指導をさらに徹底すること
- ④ 専門工事業者に対して標準見積書など法定福利費を内訳明示した見積書の理解と浸透を図る とともに、法定福利費の算出方法について簡便な方式を作成し指導すること
- ⑤ 企業及び労働者の社会保険への加入実態の確認が容易となる就労管理システム(仮称)を早急 に構築すること
- 第8 適用

本要綱は、平成27年4月1日から適用する。

※ 法定福利費とは社会保険料に係る事業主負担分をいう。

資料6

平成 2 7 年 1 月 1 9 日 一般社団法人 全国建設業協会

社会保険加入促進計画の推進状況について

- I 取組み強化キャンペーンの実施
 - 【目的】「全建社会保険加入促進計画」の推進及び「適切な賃金水準の確保」 の趣旨の徹底
 - イ. 取組み強化セミナー等の実施
 - 都道府県協会関係者に対してセミナーを開催
 - ・全建協議員会において国土交通省労働資材対策室長の講話(平成2 5年9月19日(木))
 - ・全国建設労働問題連絡協議会においてセミナーを実施(平成25年 11月5日(火))
 - ・全国専務理事・事務局長会議において説明会を実施(平成26年3月
 25日(火))
 - ロ. 取組み強化キャラバンの派遣

全建の役職員が都道府県協会を訪問して要請

【実施済】

宮城県協会(25年8月19日)、茨城県協会(8月26日)、秋田県協会(8月26日)、埼玉県協会(8月28日)、香川県協会(8月29日)、 神奈川県協会(9月2日)、山口県協会(9月4日)、山梨県協会(9月6日)、三重県協会(10月17日)、岐阜県協会(10月31日)、大分県協会(11月7日)、沖縄県協会(11月8日)富山県協会(11月13日)、 高知県協会(11月15日)、兵庫県協会(12月6日)、福井県協会(12 月6日)、福井県協会(12月13日)、長崎県協会(26年1月16日)、愛知県協会(2月20日)、新潟県協会(5月22日)、熊本県協会(6月3日)

ハ. 取組み相談窓口の設置

全建労働部に取組み強化キャンペーンに係る相談窓口を25年7月26日 に設置

ニ. 取組み強化キャンペーンのホームページの開設 全建ホームページに開設

- Ⅱ 取組み強化のためのアンケート調査等の実施
 - (1)建設技能労働者の賃金水準の実態調査 国土交通省から依頼を受けて都道府県建設業協会(被災3県及びその 周辺の7県を除く)に対し調査を四半期ごとに実施
 - (2)適切な賃金水準の確保等の取組み状況のアンケート調査 国は、平成25年度公共工事設計労務単価を引き上げ、建設業界に対して適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を要請。全建は、この要請に対してどのような課題があるかを把握し今後の取組みの基礎 資料とするために、8月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ30社を 無作為に選定しアンケート調査を実施

調査結果を平成25年9月27日に公表

さらに平成26年8月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ30社を 無作為に選定して「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行 動指針」策定のためのアンケート(現場労働者ベースを含む)調査を実 施。調査結果を10月3日に公表

- Ⅲ 本年2月に策定する「将来の地域産業の担い手確保・育成のための行動指 針」に社会保険の加入促進を盛り込む予定(17年1月13日担い手確 保・育成WGで議論)
 - (1) 民間建築工事についても記載予定
 - (2) 27年2月20日理事会で行動指針を策定予定

「将来の地域建設産業の担い手確保育成のための行動指針」

策定のためのアンケート調査の結果概要

調査の結果は以下の通り

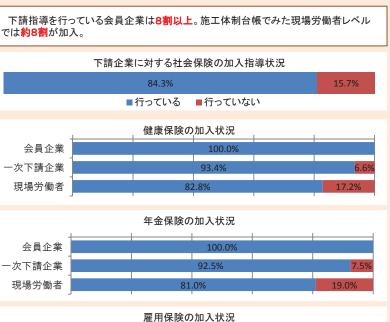
- 国等の公共工事設計労務単価の引上げ等を踏まえた賃金水準の確保については
 ①会員企業の約9割は従業員の賃金引上げの動きを示している。
 ②下請企業と契約する際の労務単価についても約8割が引上げの動きを示している。
- 2 社会保険の加入状況については、会員企業のすべて、一次下請企業の9割以上が加入しており、現場労働者ベースで見ても約8割以上が加入している。
 - ①会員企業の8割以上が、下請企業に対し社会保険への加入指導を実施
 - ②3保険別の加入状況は、
 - 【健康保険】
 - 会員企業は100%、一次下請企業は93.4%が加入、現場労働者の加入は82.8%。 【年金保険】
 - 会員企業は100%、一次下請企業は92.5%が加入、現場労働者の加入は81.0%。 【雇用保険】
 - 会員企業は100%、一次下請企業は92.9%が加入、現場労働者の加入は75.8%。 注1 「現場労働者」は代表的な現場を施工体制台帳で把握したもの。
 - 注2 雇用保険の「未加入」には、個人経営者、会社の役員等、雇用保険の対象とならない者が
 - 含まれている。
- 3 標準見積書については、
 - ①会員企業の約7割が標準見積書の提出指導を行っており、その約4割が「すでに活用」、約5割が「提出されれば尊重している」と回答している。
 - ②下請企業への指導を行っていない会員企業もそのほとんどが、「提出されれば尊重する」 としている。
- 4 週休2日制については、
 - ①変形労働時間制を含め会員企業の約2割以上が週休2日制を実施している。また、約5割 の会員企業が隔週2日など一部実施を行っている。
 - ②週休2日制を定着させるための条件としては、「適正な工期」を挙げるものが 最も多か った。
- 5 重層下請については、
 - ①下請次数が3次以下の会員企業が全体の約9割を占め、全体の約3分の2は2次以下となっている。
 - ②重層下請の解消のための条件としては、「適切な下請業者への発注」、「受注量の平準化」、 「人員確保」などが挙げられている。

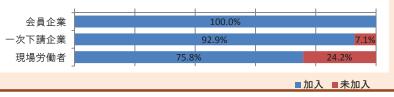
「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」 策定のためのアンケート調査結果

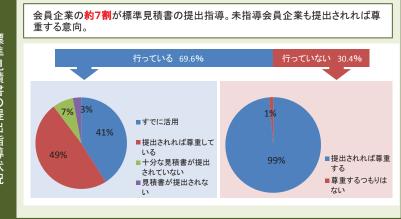
[調査規模等] ①44都道府県建設業協会から回答 ②下請企業を含めた現場労働者数約45,000人(3保険平均) ③調査依頼企業数1,410社、回答企業数1,064社(回答率)75% [調査時期] 平成26年8月1日現在の状況 [回答企業の事業内容] 土木380社、建築76社、土木建築596社、その他12社

社会保険の加入状況について





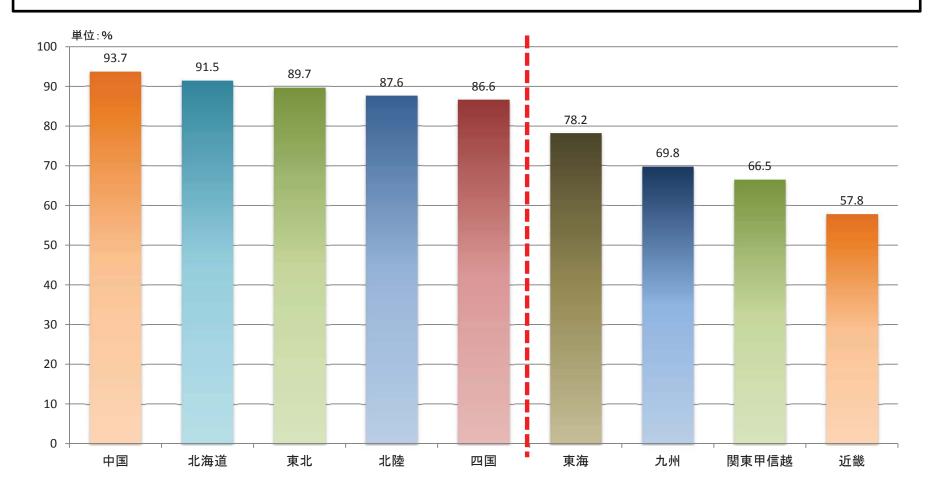




雇用保険の加入割合(現場労働者ベース) 【地域ブロック別比較】

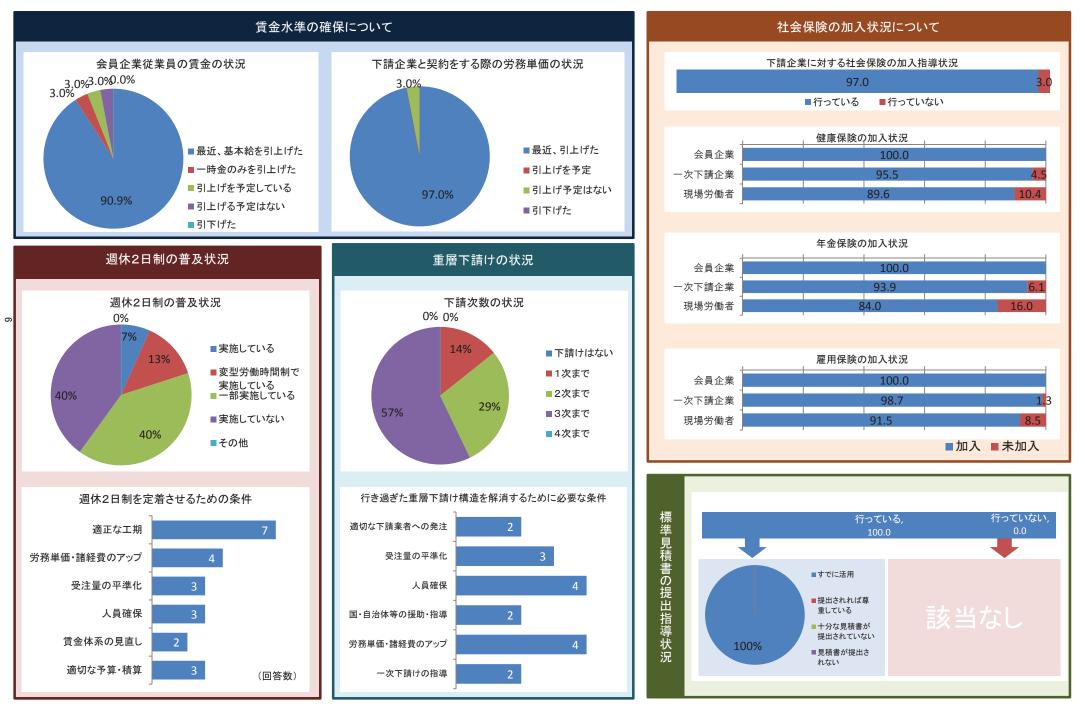
雇用保険の加入割合は、

・大都市部を含む「近畿」、「関東甲信越」、「九州」、「東海」では、低くなっている。 ・その他の「中国」、「北海道」、「東北」、「北陸」、「四国」では、9割前後の高い加入率となっている。



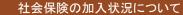
С





東北ブロック

賃金水準の確保について

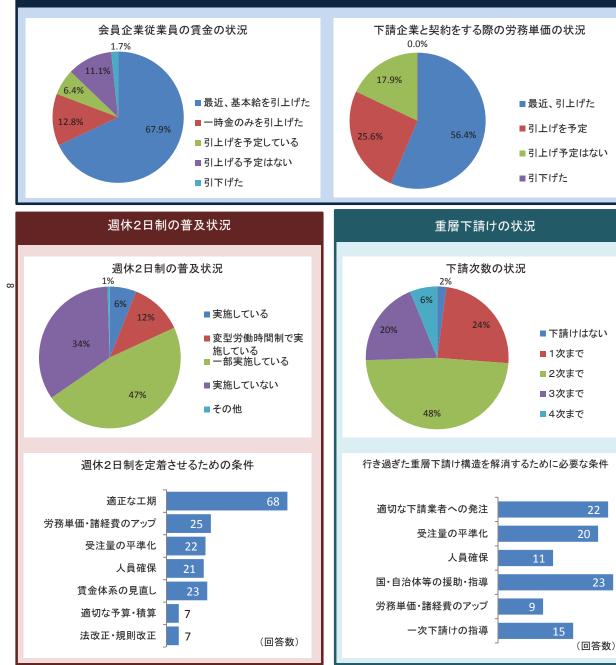


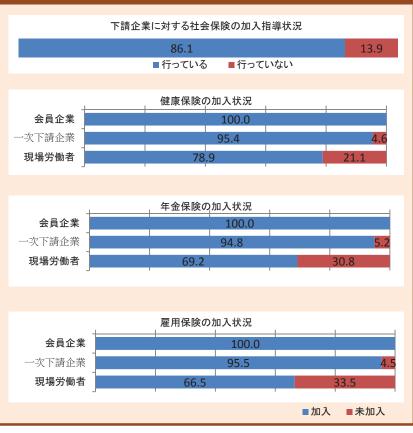


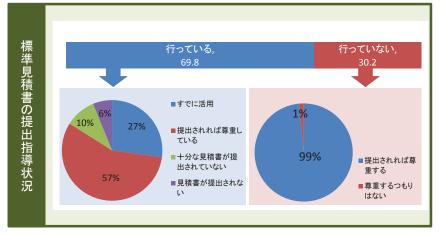
関東甲信越ブロック

賃金水準の確保について









東海ブロック



北陸ブロック

賃金水準の確保について







16.5

11 2

14.7

19.2

■提出されれば

■尊重するつもり

尊重する

はない

00



中国ブロック

賃金水準の確保について

社会保険の加入状況について



四国ブロック

12.6

16.4

15.7

13.4



九州ブロック

14.5

6

18.6

30.2

■加入 ■未加入

行っていない,

■提出されれば尊

■尊重するつもり

重する

はない

賃金水準の確保について 社会保険の加入状況について 会員企業従業員の賃金の状況 下請企業に対する社会保険の加入指導状況 下請企業と契約をする際の労務単価の状況 0.7% 0.0% 85.5 ■行っている ■行っていない 12.9% 19.6% 8.6% 健康保険の加入状況 ■最近、基本給を引上げた ■最近、引上げた 会員企業 63.3% 100.0 ■一時金のみを引上げた ■引上げを予定 56.5% 23.9% 一次下請企業 93.6 14.4% ■引上げを予定している 引上げ予定はない 現場労働者 81.4 ■引上げる予定はない ■引下げた 引下げた 年金保険の加入状況 调休2日制の普及状況 重層下請けの状況 会員企業 100.0 一次下請企業 93.1 週休2日制の普及状況 下請次数の状況 現場労働者 67.3 5% 4% 2% ■実施している 5% 15% 雇用保険の加入状況 17% ■下請けはない ■変型労働時間制で実 施している 30% 会員企業 1次まで 100.0 ■一部実施している 38% 2次まで 一次下請企業 94.7 ■実施していない 3次まで 現場労働者 69.8 40% 44% ■その他 ■4次まで 行き過ぎた重層下請け構造を解消するために必要な条件 週休2日制を定着させるための条件 行っている. 標準見積書の提出指導状況 適正な工期 適切な下請業者への発注 労務単価・諸経費のアップ 受注量の平準化 4% 受注量の平準化 人員確保 ■すでに活用 人員確保 国・自治体等の援助・指導 ■提出されれば尊重し 45% 44% ている 賃金体系の見直し 100% 労務単価・諸経費のアップ ■十分な見積書が提出 されていない 適切な予算・積算 5 ■見積書が提出されな ー次下請けの指導 い 法改正·規則改正 3 (回答数)

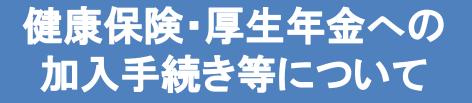
法定福利費を内訳明示した見積書の活用による法定福利費の 確保に向けた関係者の更なる取組の強化について

第4回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去3回の本 協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の確保に向けた関 係者の更なる取組の強化に向けて、以下のとおり申し合わせます。

- 元請企業は、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請企業が法定福利費を内訳明示した見積書を提出しやすい環境を構築するため、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示します。
- 下請企業は、建設労働者について、雇用者と請負関係にあるものを 明確に区分した上で、自ら雇用する建設労働者を適切な保険に確実に 加入させるとともに、請負関係にある者に対しても同様の対応を行う よう指導を強化します。また、下請企業は、注文者(元請企業又は直 近上位の下請企業)に対して法定福利費を内訳明示した見積書を確実 に提出します。そのためにも、自社の経理を明確化します。再下請負 人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それ を尊重します。
- 国土交通省は、法定福利費を内訳明示した見積書の作成を促進する ための環境整備を行うとともに、法定福利費の確保を含めた社会保険 未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための関係者へ の働き掛けを積極的に展開します。

平成27年1月19日 社会保険未加入対策推進協議会

参考1



健康保険・厚生年金の加入については、

- の事業所はどのような場合に、また、いつから 加入しなければならないのか
- 〇 加入の手続きに必要となる届書や添付書類として、何を用意すればよいのか
- 〇 パートを雇ったが、健康保険・厚生年金の 被保険者にしなければならないのか
- O 月の保険料は、どれくらいになるのか

など、分からないことや不安な点がいろいろある と思います。

その場合、分からないからといって放置するのではなく、まずは、お気軽にお近くの年金事務所にご相談ください。

お近くの年金事務所の連絡先については、日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構ホームページ

http://www.nenkin.go.jp/



参考2

社会保険加入促	進計画フォローア	ップアンケート
		//////

	社会体験加入促進計画ノオロープ 団体名	シン シン ー	アンケート
1	全国管工事業協同組合連合会	0	
2	日本空調衛生工事業協会	0	0
3	日本塗装工業会	0	
4	全国建設業協会	0	0
5	日本左官業組合連合会	0	0
6	日本サッシ協会	0	0
7	日本電設工業協会	0	0
8	全国クレーン建設業協会	0	0
9	日本道路建設業協会	0	0
10	鉄骨建設業協会	0	
11	日本建設組合連合	_	_
12	全国中小建設業協会	0	0
13	建設産業専門団体連合会	_	—
14	建設業労働災害防止協会	_	—
15	情報通信エンジニアリング協会	0	0
16	日本橋梁建設協会	0	0
17	全国鉄筋工事業協会	0	
18	日本鳶工業連合会	0	
19	日本室内装飾事業協同組合連合会	Δ	0
20	日本タイル煉瓦工事工業会	0	
21	全日本板金工業組合連合会	*	*
22	日本造園建設業協会	0	0
23	日本冷凍空調設備工業連合会	0	
24	日本機械土工協会	0	
25	日本シヤッター・ドア協会	0	0
26	全国建設室内工事業協会	0	0
27	カーテンウォール・防火開口部協会	*	*
28	プレストレスト・コンクリート建設業協会	0	0
29	日本保温保冷工業協会	0	0
30	全国基礎工業協同組合連合会	0	0
31	日本ウエルポイント協会	0	0
32	日本グラウト協会	0	0
33	日本建設躯体工事業団体連合会	0	_
34	日本造園組合連合会	0	0
35	日本建設業経営協会	0	0
36	全国防水工事業協会	0	0
37	日本基礎建設協会	0	-
38	全日本瓦工事業連盟	0	0
39	日本型枠工事業協会	0	
40	全国ダクト工業団体連合会	Δ	

	团体名	計画策定	アンケート
41	全国コンクリート圧送事業団体連合会	0	0
42	全国タイル業協会	0	0
43	日本計装工業会	0	
44	日本エクステリア建設業協会	Δ	
45	全国道路標識・標示業協会	0	
46	日本金属屋根協会	0	0
47	全国建設産業団体連合会	—	—
48	日本内燃力発電設備協会	0	0
49	日本建築板金協会	0	0
50	消防施設工事協会	0	
51	日本運動施設建設業協会	0	0
52	全国圧接業協同組合連合会	0	
53	中小建設業住宅センター	_	_
54	全国マスチック事業協同組合連合会	0	
55	全国ポンプ・圧送船協会	0	0
56	全国板硝子工事協同組合連合会	0	0
57	日本屋外広告業団体連合会	0	
58	全国解体工事業団体連合会	0	
59	日本建設インテリア事業協同組合連合会	0	
60	日本ウレタン断熱協会	0	0
61	日本配管工事業団体連合会	0	0
62	ビルディング・オートメーション協会	0	0
63	日本トンネル専門工事業協会	0	
64	日本アンカー協会	0	0
65	日本潜水協会	0	
66	全国特定法面保護協会	0	0
67	日本在来工法住宅協会	0	
68	ダイヤモンド工事業協同組合	0	
69	日本建設業連合会	0	0
70	フローリング協会	Δ	0
75	プレストレスト・コンクリート工事業協会	0	0
76	住宅生産団体連合会	0	0
77	全国鐵構工業協会	Δ	
78	マンション計画修繕施工協会	0	0
79	全国建具組合連合会	Δ	
	計画策定団体数(左)・アンケート提出団体数(右)	61	41

【計画策定欄】 「〇」・・策定済み、「△」・・策定中、「※」・・その他(共同作成等)、「ー」・・策定対象外 【アンケート欄】 「〇」・・提出済み、「」・・未提出、「※」・・その他(共同作成等)、「ー」・・提出対象外

○本とりまとめは、平成27年1月15日までに提出があったものを対象としている。
○社会保険加入促進計画については、実施状況の点検・評価のため毎年実施状況をフォローアップし、その結果を見ながら必要な対策を実施し、必要に応じて計画の改定を行うこととしている。
○今回の各団体のフォローアップ調査の結果を踏まえ、事務局より取組内容に関する情報提

供、状況確認、計画の見直し等について連絡することもある。

平成26年12月26日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿っ てA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回実 加 施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指 導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握 を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険 への加入に対する理解を図る。
(<推進協議会への参加> 国交省からの参加要請に従い、社会保険未加入対策推進協議会(以下「協 議会」という。)やそのWGに引き続き参加する。		А	平成27年1月19日の推進協議会に参加予定である。
(<社会保険加入状況の把握> 企業会員の協力を得て、社会保険加入状況の実態を把握するための調査を 行う。	平成24年7月に実施した加入状況調査において、企業会員加入率100%(回 収率90%(89社))である。現在、企業会員の協力会社の社会保険加入状況を調 査(2回目)中である。	A	平成26年度の年度末に協力会社の加入状況調査のアンケート結果を纏める予 定である。
(<関連情報の会員への提供及び周知・啓発> 会長から会員への文書による通知、事務局からの随時の連絡及びメール、 関連情報を集めたホームページの作成・更新、機関誌「空衛」での情報提供な どにより、建設業許可部局及び社会保険担当部局の動向等の他、関連情報の 会員への提供に努める。 また、企業会員の安全大会、新規入場者教育などの機会を通じて、協力会社 等への周知・啓発に努める。	①事務局から会員への随時の連絡及びメールでの情報提供を行った。 ②各種委員会で関連情報の提供を行った。 ③協会ホームページの社会保険未加入対策専用ページの更新をおこなった。 ④機関誌「空衛」で標準見積書などの関連情報を掲載した。 ⑤企業会員の安全大会、新規入場者教育などの機会を通じて、協力会社等へ の周知・啓発を行った。	A	引き続き関連情報の会員への提供及び周知・啓発に努める。
(<様準見積書の作成及び活用> 平成25年9月26日付けで会長から通知した「標準見積書及びその作成手順 書」を活用し、元請企業へ送定福利費の内訳明示した見積書を提出することと する。 ⁴⁾ また、下請企業に発注しようとする際には、当該下請企業に対し、法定福利費 が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された見積書について はこれを適切に評価して必要な法定福利費を含む契約を行うこととする。	平成25年9月に標準見積書の活用について会長通知を発出し、その取り組み 及び関連情報について、会員への周知を図った。	в	引き続き標準見積書の活用について会員への周知に努める。
(<専門工事業団体との連携> 空調衛生工事業に係る専門工事業団体のうち、協議会に参加している一般 さ) 社団法人日本配管工事業団体連合会、一般社団法人全国ダクト工業団体連 合会及び一般社団法人日本保温保冷工業協会との連携を図る。	関係3団体と適宜情報交換や打合せを行い連携を図った。 また、平成26年12月12日に関係3団体と意見交換会を開催し連携を図った。	А	引き続き関係3団体と適宜情報交換や打合せを行い連携を図る。
(<ダンピング受注の防止と適正工期の確保> ダンピング受注及び工期のしわ寄せについては、平成18年6月及び平成20 6)年11月に発出した会長通知に従い、これらの適正化に努めているところであ るが、引き続きダンピング受注の防止と適正工期の確保に努める。	平成26年5月の定時総会でのスローガン決議並びに平成25年3月29日付け 国土交通省土地・建設産業局長通知「技能労働者への適切な賃金水準の確保 について」(国土入企第36号)の要請に基づき、平成26年7月に発出した会長 通知の取り組みについて周知を図った。		引き続きダンピング受注の防止と適正工期の確保に努める。
(7)			
(8)			

平成27年1月8日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 標ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人全国建設業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入保進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参照)。会員企業の 〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把 握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策、構築見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険 への加入に対する理解を図る。
(1)	【会員主衆等への展知 署先】 ・ 全意及び各県総会は、各自が発行する広報誌等を活用して会員企業等 に周知するととも、社会保険等の加入状況記載欄を設けた全建統一様 式の活用保健により開助。客時に努める。 ・会員企業は、下請業者に対し業界を挙げて社会保険等への加入促進 に取り組んでいること、及び下請契約する際の法定福利費の明示に努め 下請業者の保険加入を啓発する。	・全壁、各県協会は、機関誌及びホームページ等を活用した広報活動に取り組むととも に、国上交通名等が作成したリーフレット等を活用し周辺「零発に努めた。 ・さらに、平成25年9月から取得が強化キッパーンとして、1社会保険加入(准量計画の推 道を掲げ、取組強化セオー、取組強化セキッパンの派遣、取組相談窓口の設置、取組 道にそれび、つめホームページの開設を行っている。 ・また、適切な賃金水準の確保等の取組状況に関するアンケートを1410社に対して行っ た。 ・さらに、平成25年9月には会員全要、1410社に対して豊か水型の確保及び 社会保険加入状況(労働者レベルを含む。)等に関するアンケートを実施し、その結果を受 けて10月のプロック会議地域関連なで講論を深化させた。	A	・全建、各県協会及び会員企業は、継続して周知・啓発活動に努める。 ・得末の地域建設委産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りま とめる予定で作業を行っている。
(2)	【社会保護会加入事業者、の対応】 ・会員企業は、原則として社会保険加入業者と請負契約を行うとともに毎 年一定時期に協力会社の社会保険加入状況をチェックし、社会保険未加 入業者に対して加入促進に取り組む。	・全種及び県協会は、「本促進計画」並びに「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライ ン」に基づいた取扱の調整な会社会工具語するとさに、取組み強化キャンパーンに おいて適正な議員契約の締結と社会保険未加いの下請金素には社会保険へ加入の更 講を行うことは、取増強化セキラー、取組造化キャラパンの派遣、取組相談窓口の設置、 取組法化キャンペーンのホームペッジの開設を行っている。 また、適切な賃金水準の確保等の取組状況に関するアンゲードを1410社に対して行っ た。 - さらに、平成26年8月に会員企業1410社に対し賃金水準の確保及び社会保険加入状況 (労働者レベルを含む。)等に関するてアンケートを実施し、その結果を受けて10月のブ ロック会議地域感過会で議論を深化させた。	A	 全建及び各県協会は、会員企業の下請指導等の状況を確認しつつ継続的に 周知・啓発に取り組む。 ・行来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りまと める予定で作業を行っている。
(3)	【タンビング対象支び長定権利度の確況) - 全線及び各県協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対し ご満負契約額に通正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。 - 会負企業は、目ら「脱グンビング受注」に努めるとともに、注定福利費の の適正な負担をするよう努める。	・全種は、国土交通大臣からの「建設労働者の適切な賃金水準の確保等」の要請に基づ 主気急決護を行うととはこ、取組み強化キャンペーンとして、取組造化セラー、取組強化 キャラパンの派遣、取組相譲窓口の設置、取組強化キャンペーンのホームページの開設 を行っている。 そうている。 そうに、一、また、適切な賃金水準の確 保等の取組税況に関するアンケートを1410社に対して行った。 ・さらに平規20年8月には会員企業1410社に対して賃金水準の確保及び社会保険加入状 沢(労働者レベトを含む)等に関するアンケードを実施し、その結果を受けて10月のブロッ ク会議地域懇談会で議論を深化させた。	A	・全建及び各県協会は、会員企業の下請指導等の状況を確認しつつ継続的に 周知・容発に取り組む。 ・将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りまと める予定で作業を行っている。
(4)	(重新下時構造の是正) ・全議は、希照協会辺ら負企業に対して必要最小限の下請負契約で 添むよう、重層構造の解消に取り組む下請集者との優先的な発注を要請 する。 ・会員企業に対し、各社の協力会社等を選ばて重層化を抑制するための 分割下詞の建築を顕請する。 ・会員企業は、下請負契約の必要性、適法性をチェックして、、施工力の ある下請業者を選定するよう努める。	・会建及び各県協会は、「太促進計画」に基づき重要下請構造の是正について会員企業 に対して属知"機應に努めるととおに、現在、設備小強化キャンペーンとして、取相強化セ ドンページの構築化モギンペーンの加速 の規模化モギンパージの通道、取相指規定日の設置、取相強化モギンパーンのホー ない、適応な資金大手の 確保等の取能状況に関するアンパートを1410世に対して行った。通応な資金大手の 確保等の取能状況に関するアンパートを1410世に対して行きな大事の確保及び社会保険加入状 2% 労働者レンルを含約し1回ドるアンパートを実施し、その結果を受けて10月のブロッ 分義港域懇懇談会で議論を進化させた。	В	・全建、各県協会及び会員企業は、継続して周知・啓発活動に努める。 ・将来の地域建設変変果の担い手確保・育成のための行動指針を2月に取りま とめる予定で作業を行っている。
(5)	(色積荷4年の是正文(二-人類方対策) ・全度は、会員企業に対して労活開係高級経費の削減を意図して詰負契 約の形式を取りながっ実際は労働者として扱う偽装摘貨等を呈正させる ため、需実を定法や労働者が温途を容易に運解できる資料を作成し其 匀・夏用に関するルールを復慮する。 ・会長企業は、会議指負の足にやし、載力作心の改善に努めるため、関係 法令を十分に確認して該集者等への指導を行う。	・全証及び各県協会は、国土交遷省等が作成したリーフレット等を活用し会員企業に対し て制度の周知・微慮を図っている。	В	全建、各県協会及び会員企業は、継続して周知・啓発活動に努める。
(6)	【	・国土交通省が設置する「技能労働者に技能の『見える化』WG」に参画し意見を述べた。	А	国土交通省が設置する「技能労働者に技能の『見える化』WG」に参画し意見を 述べた。
(7)	(社会保護大和人者の特徴) ・全意は、希見協会びら長さ楽に対して、定期的に行うアンケート調査 の結果に基づき促進計画を見直しつつ、当面5年を目安に社会保険未加 人者との契約を行わないことや作業員の初導入場を認めないことを含頭 において促進計画の推進に努力するよう要請する。	・平成25年度に、全種は、各県協会を通じて会員企業1.410社に対して社会保険加入状況 等のアンサー防菌を実施し、取りまとめた。 成26年6月に会員企業1.410社に対して資金化準の確保及び社会保険加入状況(第 レベルを含む。)等に関するアンケートを実施し、その結果を受けて10月のブロック会議地 増懇読金で議論を深化させた。	В	・全建及び各県協会は、協力会社等の社会保険等への加入状況を把握しつつ 適切な対応が回られたよう保護計画の見直しを含めた対応を図ることとする。 ・「将来のの地域建設業家和目い手確保・育成のための行動指針を2月に取りま とめる予定で作業を行っている。
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

回体名: 日本左官業組合連合会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の 検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	"社会保険未加入対策の進展状況"についての説明	・"日左連誌26年3月/4月号"に掲載	В	・随時 日左連誌への投稿及び理事会での報告をする。
(2)	社会保険加入状況の把握	・都道府県連の役員を対象にし 厚生年金について実施(24年10月に 実施し 25年2月理事会にて報告	С	・加入率の上昇が見込まれる28年後半にアンケートが必要になる。
(3)	社会保険加入指導状況及び通報状況の把握	・国交省発表の資料から専門工事業者分を推計し加入状況チェックの 厳しさを指摘	В	・国交省の発表の都度 その資料を活用する。
(4)	"法定福利費を内訳明示した見積書"についての ①呼び掛け	 *"日左連誌25年7月/8月号"に掲載 *都道府県団体長への呼び掛け ・理事を対象に実施 	В	 ・総合工事業者の採算好転と共に進展が期待される。
	②アンケートの実施	 ・理事を対象に実施 ・理事を対象に実施 ・理事以外の会員を対象に実施 ・総合工事業者の対応状況 	В	・アンケート項目の内容が正しく理解されるようにする。(今迄は予測を 大きく上回る"良い"集計結果となっている。)

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の 内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本電設工業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
(1)	◇会員企業及びその協力会社への周知 社会保険未加入対策推進協議会等が作成する啓発資料等を電設協HP に掲載するなど、会員企業への周知啓発を行うとともに、下記内容につい て周知徹底を図る。 ・会員企業に対し、社会保険未加入対策について業界を挙げて推進して いること、及び、未加入の場合には加入を進めるべきこと ・会員企業に対し、協力会社の登録の条件化、下請契約を行う際の条 件化、工事現場での確認等により社会保険の加入を徹底すること ・会員企業を通じ協力会社に対し、5年間を目標期間として、社会保険 の加入の徹底について業界を挙げて推進していること	平成25年度、平成26年度アクションプランの重点目標として周知 平成25年度、平成26年度会員大会決議項目として会員に周知徹底	В	平成27年度アクションブランに継続して重点目標として周知徹底 平成27年度会員大会決議項目として会員に周知徹底
(2)	◇法定福利費の確保 電気設備工事の見積書に工事費とは別枠で「社会保険料相当額」を計上 するための標準見積書を作成し、その活用を会員企業に周知徹底するとと もに、国、民間発注者団体等に対して、法定福利費の確保を要請する。 また、会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確 保すること、及び、協力会社に対して標準見積書の活用を周知徹底するこ とを要請する。(平成24年9月)		作 B	平成27年度アクションプランに継続して重点目標として周知徹底 平成27年度会員大会決議項目として会員に周知徹底
(3)	◇中間時点の平成26年度に社会保険加入状況の実態調査を実施すると ともに、取組の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直し等所要の 措置を講ずる。		В	平成27年2月に会員企業等に取組の実施状況調査を予定
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以 下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人日本道路建設業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	○保険加入の状況 ・社会保険加入状況のアンケート調査を年2回程度実施し、未加入率等の概数のとりまとめを行い報告している。	 ・アンケート調査回答の関係もあるが、会員企業についてはほとんどが加入している状況が確認されている。 ・平成25・26年度とアンケート調査を実施し、役員会等で報告した。 	A	・会員企業及び一次下請けに限った社会保険の加入状況を実施する。 (2次下請以下については、舗装工事の工期的な問題と、アンケート調査 期間の関係から有効なデータの収集が困難である。)
(2)	 ○会員企業への周知 ・社会保険未加入対策に関する推進。 協会HPや機関誌「道路建設」等を通じた周知。 ・ポスター等の配付による事業者技能労働者の加入の働きかけ。 	・協会「社会保険加入促進計画」を協会HPに掲載並びに会員通知。 ・協会HP上に「社会保健相談窓口」を開設。 ・アンケート調査に併せ社会保険未加入対策について周知。	Α	・会員企業のほとんどが社会保険に加入している状況となっている。
(3)	○法定福利費の確保 ・民間発注者団体に対して、ダンピングの防止、法定福利費確保の働き かけ。 ・会員企業に対し、下請け会社からの 見積書における法定福利費内容明示のための標準見積書を活用して、 法定福利費を適正に確保するよう徹底する。 ・建退共制度について、加入促進活動へ積極的な支援を行う。	 ・理事会で決定した「適正な受注活動と技能労働者の労働環境改善に関する決議」の1.適正価格での受注の徹底について明示し会員に通知した。 ・「建退共制度加入促進強化月間」活動に協賛し、ポスターの配付等を実施。 ・法定福利費を明示した見積書の活用マニュアルを決定し会員各位に対し取組の促進を通知した。 ・建退共の加入促進説明会等への参加。 	в	・法定福利費を明示した見積書の活用状況について、アンケートによる調 査を実施する予定。
(4)	〇就労履歴管理対応 ・就労履歴管理システム等の構築に向けた検討へ参画し、実用化に向け た検討等へ参画していく。		D	・国土交通省の取組状況を注視し、対応していく。
(5)	環境が確保されることになる。このため、労働環境の現状把握、国に対す	・理事会で決定した「適正な受注活動と技能労働者の労働環境改善に関 する決議」の2. 適正工期の確保において、過度に短い工期は労働環境 の悪化、労働災害の発生等の問題を生じやすくすることから、適正な工期 の確保に努めること、を明示し会員に通知。 ・労働環境の現状把握をするため、11月及び6月に土曜日の事業所閉 所状況及び社員の勤務状況について調査し、支部長等会議で報告した。		・平成26年11月の調査について取りまとめ、過去の状況等を踏まえた土 曜閉所等の結果の検討を実施予定。
(6				
(7)				
(8)				

平成〇年〇月〇日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)全国中小建設業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険加入状況の把握及び会員団体への周知	平成26年10月~11月 加入状況のアンケート調査を実施 特に1次下 請業者の加入状況を調査 (一昨年の調査では、会員企業は95%以 上が加入と回答)	В	現在集計中 結果公表は2月下旬を予定 結果は、委員会等で検討し理 事会やブロック会議で周知する。 元請として、下請業者に加入促進を求 め指導の徹底を図る。
(2)				
(3)			I I I I I I	
(4)			I I I I I	
(5)				
(6)				
(7)			 	
(8)			1 1 1 1 1 1 1	
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下 の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)情報通信エンジニアリング協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の 検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員会社への周知 ・保険未加入対策に関する会員会社への啓蒙を図るとともに、会員会社と して取り組むべき施策の周知徹底に努める。	・団体内における各種幹部会議において、適宜周知を図るとともに、周囲 の新聞報道や国土交通省からの周知事項を即時に会員会社へ周知。	A	・今後、新聞報道や国土交通省からの周知の都度、団体内における各種 幹部会議において、適宜周知を継続的に実施。
(2)	保険加入状況の確認 ・会員会社が下請企業との契約時に、団体として共通的に社会保険加入 状況の把握が必要な工事について、加入状況を毎年一定時期にアン ケート調査により確認する。 ・確認した状況を踏まえ、会員会社及び下請企業における加入促進等に 向けた対策を検討し周知を図る。	・加入状況を毎年1回実態調査を実施し、精度が向上するとともに社会保 険加入率は微増している。調査結果を分析し、加入促進策を検討。	в	・継続的に実施。 得られた調査結果を検討しつつ、加入促進への周知・働き掛けを継続。
(3)	法定福利費等の確保 ・国等関係機関での活動を参考に、見積・契約・支払における法定福利費 の取扱いについて検討する。 ・民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を確認し、必要に応じて働 き掛け等を行う。 ・会員会社に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保す るとともに下請企業における社会保険への適用を、周知・指導する。	・民間発注者に対して、加入促進の背景について理解を得るよう働き掛け を行うと共に、法定福利費の確保について契約での確認を要請。 ・発注者としては国土交通省に準拠して法定福利費を確保している状況。	в	・随時、会員会社の契約の際に確認を行うよう働き掛けを継続し、課題が 発生すれば適切な対処を図る。
(4)	下請契約の改善 ・関係法令に沿った下請契約の要否確認と適切な下請企業の選定を会員 会社に要請する。	・団体内における会員会社参加の各種幹部会議において、適宜周知を実 施	В	・継続的に実施。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				······································
(9)				······································
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人 日本橋梁建設協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する会員企業への啓もうを図るとともに、会員 企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	国土交通省より通知された「建設業者の社会保険等未加入対策につ いて」への内容と対応方法等の説明会を2014年8月と11月に実施 し、会員企業へ周知徹底を図った。	А	今後、実際の対象工事が動き出すため、調査の実情等の内容について 報告をあげてもらい、対応方法の見直し等を会員企業への周知すると 共に、会員下請企業への社会保険加入指導を強化する様に依頼する。
(2)	社会保険加入を徹底するための対策についてのアンケートの実施	2014年2月に会員企業に対して、社会保険加入を徹底するための 対策・取組み についてのアンケート調査を実施した。	А	会員企業各社の取組み状況を確認した。 各社とも前向きに取り組んでいるため、今後も取組状況や会員下請 企業の加入状況をフォローしていく。
(3)	労務賃金・保険加入状況の調査 ・技能労働者の賃金、社会保険加入状況を確認するための調査	2013年2月に労務賃金・保険加入状況の調査を実施し、会員企業 に周知した。2014年12月に再度調査を実施中である。	А	2月末までに調査結果を取りまとめ、調査結果の実態を特別委員会 にて検討し、会員企業に周知する。 また、実態調査は毎年実施する。
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:日本室内装飾事業協同組合連合会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	同業の6団体と協力して「壁紙施工の業界統一標準の積算書・見積書」 等の業界の共通資料を作成し、協力団体が一体となって主催者として講 習会を開催。	「壁紙施工の積算・見積りに関する研究報告書」の「要部抜粋」「壁紙施工 の打ち合せ事項」「社会保険料(法定福利費)の計算事例「元請企業も納 得!社会保険料(法定福利費)見積金額の計算方法」を 社会保険労務士 に依頼し作成。	А	平成27年度内に北海道地区・信越地区・中部地区・沖縄地区で実施予 定。 近畿地区(第2回目)・関東地区(第3回目)を開催予定。
(2)	講習会は共催で、国土交通省地方整備局の10ヶ所の所在地で行う。但 し、その地区の事情により所在地以外で行うこともある。	地方整備局所在地の関東地区(東京都)・近畿地区(大阪)で開催。以下 は国土交通省地方整備局のご協力を頂いた。平成26年内は四国地区(4 月4日高松市)・中国地区(7月25日広島市)・九州地区(11月28日福岡 市)・東北地区(12月5日仙台市)で開催。	В	社会保険の加入未加入及び見積書への計上に関わる調査を行う。
(3)	協力団体の所属員以外の参加者(員外者)には、所属員と同等に対応す る。	員外者2社4名の参加者に対し、所属員と同様に対応したが、参加者が4 名と少なかったので評価しない。	-	
(4)	講習会の講師の謝金及び交通費、会場設営費、資料作成費等の講習会 実施に関わる一切の費用は主催者が負担し、他に費用の負担を求めな い。	主催者が全額負担。	А	
(5)	講習会で配布する一切の資料は、参加者に無償で配布する。	資料は無償配布。	А	
(6)	参加者には、地区の指導者としてのご活躍をお願いする。	自主的に講習会を開催した団体(日装連の北信越ブロック会・徳島県・長 野県・福井県・富山県・香川県の各組合)	А	
(7)	社会保険労務士に講習会実施の協力をお願いする。	組合の自主的講習会開催に資料を持参し講義。	А	
(8)	建築関係団体等に「壁紙施工の業界統一標準の積算書・見積書」等を無 償配布して、法定福利費計上の普及を図る。		D	
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:全国クレーン建設業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策の啓蒙・周知を行うとともに法定福利費を別枠明示	機関誌、各種会議等で、社会保険加入に対する啓蒙を行うとともに、標準 見積書の使用促進を啓蒙周知している。なお、本年9月に標準見積書の 活用状況を調査したところ、まだまだ、活用が進んでいないところがあっ た。	в	標準見積書の活用について、更なる周知徹底を図り等社会保険未加入 対策を推進する。
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下 の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人 日本造園建設業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の 検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険等加入状況の確認 ・会員企業等の企業単位及び労働者単位の社会保険等の加入状況に関 するアンケート調査を定期的に実施し、調査結果を分析し、必要に応じて 対策に反映する。	・会員企業単位の社会保険等の加入状況については、毎年、経営規模等 評価結果通知書により確認。	в	労働者単位の加入状況については、建設産業専門団体連合会が社会保 険等の加入状況に関する調査を実施しており、その一環として調査を行 う。
(2)	会員企業への周知 ・加入促進計画をはじめ社会保険等未加入対策に関する会員企業への 啓発を図るとともに、「日造協として取組むべき対策」及び「会員企業とし て自ら取組むべき対策」の周知徹底に努める。 ・また、社会保険等未加入会員企業には加入促進のための啓発を図る。	・当協会HPに、日造協・社会保険等加入促進計画、標準見積書、標準見 積書作成手順書を掲載、併せて国土交通省作成の啓発リーフレット、ポス ターを掲載し、会員企業等に周知・啓発。 ・25年2月~7月に全国10総支部単位に「社会保険等未加入対策講習会」 を開催。 ・日造協・社会保険等未加入対策マニュアル(案)を作成し、会員企業に 社会保険等未加入対策に関する啓発活動を実施。		引き続き、社会保険等未加入対策に関する周知啓発活動を適宜実施す る。
(3)	法定福利費の確保のための要請活動 ・法定福利費が適正に確保されるよう、公共工事の発注機関、民間工事 の発注者団体、元請団体等に要請活動を実施する。	・要望・提言活動の一環として公共工事の発注機関に法定福利費の確保 を要請。	в	引き続き、要請活動を実施する。
(4)	標準見積書の活用・尊重の周知 ・会員企業に対して下請契約の見積時における「法定福利費の内訳明示 された標準見積書」の活用・尊重、下請企業への社会保険等加入の指導 徹底の周知を要請する。	・当協会HPに、日造協・標準見積書、標準見積書作成手順書を掲載し、 会員企業等に周知・啓発。 ・25年2月~7月に全国10総支部単位に「社会保険等未加入対策講習会」 を開催し、日造協・社会保険等未加入対策マニュアル(案)を用いて標準 見積書の活用・尊重、下請企業への保険加入指導の徹底を周知。 ・社会保険未加入対策部会において、25年5月から標準見積書"作成手順 書のブラッシュアップの検討に着手。9月に改定変を作成。 ・25年11月から総支部、支部単位に「社会保険等未加入対策(標準見積 書作成)実務講習会」を開催し、下請企業への保険加入指導の徹底、標 準見積書の活用について、毎月発行の「日造協ニュース」で周知。	В	引き続き、標準見積書、標準見積書作成手順書の活用について周知を図 る。
(5)	実効性のある低入札防止対策の徹底の要請 ・国、地方自治体等の発注機関に対して、実効性のある低入札防止対策 の実施を要請する。	・要望・提言活動の一環として国等の発注機関にダンピング対策の徹底 を要請。	в	引き続き、ダンピング対策の徹底に関する要請活動を行う。
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: (一社)日本シヤッター・ドア協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	(4)-1) 協会会員および会員企業と契約する施工事業者に対し実態調査を実施 する。	H24.7月~8月にかけ、社会保険加入状況調査を実施した結果、年金 未加入者が多いことがわかった。 H25.11月に、第2回目の調査を予定したが、施工管理部門の繁忙等に より延期していた。	В	・これまでの変化・推移を確認するため、同条件にてH27.2月に調査を おこなう。
(2)	(5)-1) 会員企業への周知・保険加入の徹底	協会ホームページ会員向けに、①これまでの経緯、②社会保険の加入概 要③加入促進計画④対応策「標準見積書」(協会モデル)を掲載し、いつ でも確認できる状況としている。また、その後の申し合わせ等、国土交通 省指導の各種案内資料もあわせて格納し、周知をはかった。	В	・今後の動向や情報(国土交通省からの連絡等)は会員企業へ連絡する とともに、協会ホームページに掲載し、周知をはかる。
(3)	(5)-2) 標準見積書の活用と法定福利費の確保	・保険料率が変わった際、「標準見積作成手順書」に修正を加えた。 ・H26.3月に活用状況を把握するため、アンケー調査を実施した。 ・毎月開催する会員企業の委員会で活用状況等を報告し、現状と課題の 共有化をはかっている。	В	・委員会での活用状況報告を継続実施し、活用の徹底をはかる。
(4)	(5)−3) 保険加入の促進	H25. 11月、H26. 11月の会員企業向けの契約適正研修会で、社会保 険加入促進のこれまでの推移や今後の動向について説明をおこない、加 入促進の環境づくりをおこなった。		・研修会での社会保険加入促進説明の継続。 ・H26.3月実施の標準見積書活用アンケート結果やH27.2月実施予定 の実態調査結果をもとに、未加入企業への説明等、加入促進の環境づく りをおこなう。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人全国建設室内工事業協会

No. 1

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策推進協議会への参画	本部=協議会、各九支部で地方対策協議会に参画	A	
(2)	会員企業・関係企業への保険加入の周知	・年6回発行する「全室協ニュース」で保険加入の周知を行った。また、各 支部・各県単位で加入推進の研修会を実施した。 ・加入状況アンケートは建専連のアンケート調査に参画し実施した。	А	・引き続き各支部、各県単位で加入推進及び標準見積書の活用に関する 研修会を開催し、保険加入推進を図る。 ・加入状況アンケー調査を各年度毎に、建専連の実施に合わせて行う。
(3)	未加入事業者・個人の確認・指導	9月・11月の理事会、及び各支部で開催する役員会で、加入状況の確認 調査を行い、未加入会員業者には、加入指導を各支部会長より、加入指 導を行った。(会員企業は100%近く加入)	В	・年4回(4月・9月・11月・3月)の理事会、各支部役員会、及び年6回発行 の「全室協ニュース」等により、保険加入の働きかけを引き続き行う。
(4)	未加入業者の排除	理事会・各支部役員会で、保険未加入の企業〔主に協力会〕に主旨の徹 底を行い、保険加入推進を徹底した。	В	 ・各支部単位で定期的に現況調査を行い、未加入企業には排除について 周知徹底する。
(5)	適正工期の確保	昨年に引き続き、各支部単位で元請け業者に「適正工期の確保、標準見 積書の活用等の要望書」を持参し、適正工期の確保について働きかけを 実施した。	В	・今後も引き続き定期的に継続し、適正工期の確保、府追う順見積書の 活用の働きかけを実施する。
(6)	法定福利費の確保	・労務比率アンケートの結果に基づき、理事会、役員会で法定福利費の 別枠計上実施の徹底を図った。 ・法定福利費の別枠請求及び受取等について、アンケート調査を実施し た。(現在結果は集計中)	в	・標準見積書の活用について、アンケート結果に基づき引き続き各支部単 位で研修会を実施し、法定福利費確保の周知徹底を行う。
(7)	重層下請構造の是正	引き続き、「一人親方」「偽装請負」などの適法性研修会により指導を実施 した。	в	今後とも引き続き、理事会・役員会で指導の徹底を行う。
(8)	一人親方対策	理事会・役員会で「法の遵守等」の徹底を指導した。	В	・年6回発行の「全室協ニュース」で、法令遵守を呼びかけ指導する。
(9)	就労履歴管理システムへの対応	「見える化WG」の委員によりの意見に対応する。	В	・「見える化WG」の情報により、検討課題として取り組む 。・企業単位で技能者の登録制度(カード制による)の確立に取り組む。
(10)	優良企業認定制度の取組	優良事業者認証制度の試行を実施した。(思考で役員会社) ・適格企業3社、優良企業15社に認証書を発行。	В	・会員企業全体を対象にした実施に向け活動を行う。

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人全国建設室内工事業協会

No.2

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(11)	保険関係事務手続きの支援	・加入方法、手続きについて研修会の開催及び企業単位での指導に努め るよう要請を行った。(悪質な社会保険労務士に注意するよう指導)	В	・引き続き支部・県単位で研修会を定期的に実施し、加入方法等の指導を 行う。
(12)	保険未加入者の排除	理事会・役員会で、保険加入を会員協力会社に排除に向けた趣旨を周知 徹底した。	В	・引き続き100%加入に向け推進活動を行うとともに、排除に向けた活動 を並行して行う。
(13)				
(14)				
(15)				
(16)				
(17)				
(18)				
(19)				
(20)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下 の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	①平成26年1月に中小企業会員に法定福利費を明示した見積書への取 り組みに関するアンケート調査を実施した。 ②平成26年度スチールドア契約適正化全国研修会(全国11地区で406名 受講申し込み者数)で行政や会員企業の取り組み状況などを報告した。 ※研修会は主催(一社)日本サッシ協会、(一社)日本シャッター・ドア協 会、(一社)カーテンウォール・防火開口部協会の三団体主催。(一財)建 設業振興基金協賛で実施しております。	左記研修会で平成24年度より毎年社会保険加入推進を講習テーマに取 り上げ周知に取り組んでおります。	В	平成27年度もスチールドア契約適正化全国研修会でテーマに取り上げ継 続して社会保険加入促進に取り組む予定です。
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以 下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検 討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実 態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社 会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認、指導 ・(下請企業の団体で当協会と密接な関係にある)(一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会(以下PC工事業協会という。)と連携し、下請企 業の社会保険の加入状況を確認し、未加入者の所属企業に対し、加入 の啓蒙、指導を行う。更に二次下請け以降についても一次下請け経由で 指導するように働きかける。	・平成25年9月(支払実績)を第1回目とし、その後四半期毎にこれまで 5回労務単価調査及び社会保険加入状況調査を実施。 同時にPC工事実協会が、「公共事業労務費調査」の調査票を当該会員 の協力により取りまとめを実施。 それぞれの調査結果は、当協会とPC工事業協会のそれぞれの委員で 構成する「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」に報告し、未加入者 に対する加入促進策等を検討。 ・「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」の支部組織を立ち上げ、第1 回目の各支部連絡会議を昨年7月に実施、本部と支部の連絡会議が今 後連携して情報の共有化を図ることとした。	в	労務単価調査及び社会保険加入状況調査並びに「公共事業労務費調 査」の取りまとめ(PC工事業協会)を今後も継続し、本・支部「連絡会議」 の定期的開催により調査結果の実態把握の徹底を図る。
(2)	法定福利費の確保 ・発注者の理解を得ながら、入札、契約等に当たり、適正な法定福利費 の確保に努める。 ・PC工事楽協会との連携により、下請企業に対し、契約の見積り時点か ら法定福利費を適正に取り扱うよう指導する。また同時に、今後下請企 業から適正な法定福利費が明示された見積書が提示された場合には、 これを尊重した建設工事の請負契約の締結を行う。	平成25年10月に会員企業の担当者を集め説明会を実施。 (今後実施する労務単価及び社会保険加入状況調査に対する理解促進 と標準見積書の活用促進に関する説明会)	в	
(3)	保険未加入企業および未加入作業員の排除 ・遅くとも平成29年度までに元請企業が必要な法定福利費を確保すると いう目標を達成し、保険未加入企業や作業員は現場から排除する。	・平成25年10月に会員企業の担当者を集め説明会を実施。 (今後実施する労務単価及び社会保険加入状況調査に対する理解促進 と標準見積書の活用促進に関する説明会)	в	
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以 下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 日本保温保冷工業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1	(1)団体が取り組むべき対策 ①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ◆建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で)構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、専門工事業団体の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。	「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、そこで出された方針・方 策・推奨案等を当協会の社会保険未加入対策に反映させている。	В	「社会保険未加入対策推進協議会」の方針に沿った当協会社会保険未加 入対策を推進する。
(2	 ②会員企業への周知 ◆保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。) 	協会員への周知活動として、次の3項目を実施 ①当協会ホームページで専用頁「社会保険加入促進活動の紹介」を設定 ②平成25年12月~平成26年2月に各地区にて社会保険説明会を実施 ③当協会理事会・地区役員会にて社会保険加入促進活動の報告と 次年度計画の承認	A	協会員への周知活動として、次の3項目を実施予定 ①当協会ホームページでの活用による加入促進諸施策の周知 ②当協会ホームページの委員会頁を活用した各委員間の情報共有 ③当協会理事会・地区役員会への社会保険加入促進活動報告と 次年度計画の承認
(3	③建設業諸団体との連携 ◆(社)建設産業専門団体連合会 ◆他と適切な連携を図り、専門工事業者の保険加入状況の伝達を確実 にするとともに、加入促進を図るための施策を検討する。	機械設備業界及び関連専門工事業団体との関連団体連絡会を開催し、 情報の共有化と施策の検討を行っている。	В	継続して実施
(4	 ④就労履歴管理システムの構築等 ◆就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システンム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。 	進されている。当協会はこれらシステムの実用化に向け協力し参画して	с	システム構築の進捗に合わせ対応予定
(5	請する。 ◆法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する 加入促進活動へ積極的に協賛する。	社会保険諸費用を明示した「標準見積書」を作成し国交省に提出した。 「標準見積書」は、協会ホームページに掲載公開するとともに、協会誌に も関連記事を掲載した。 また、協会員に対しては、各地区にて社会保険説明会を実施し、「標準見 積書」の活用を周知した。	В	
(6	⑥適正工期の確保 ◆適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇 用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査に よる現状の把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの 明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。	ただし、保温保冷工事は最終工程に属することから、先行工程に大きく左	D	協会員から意見を聞きながら、対応策を検討する。

(7) る。	協会員に対し、関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選 定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を要請している。 協会員も本旨に沿い努力しているが、構造的な問題もあり、あまり進捗し ていないのが現状である。	D	協会員から意見を聞きながら、対応策を検討する。
(◆下請企業に対して、協力会社会ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。 ◆下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導) ●現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は 1次下請経由で指導) 	また、社会保険加入状況に関しては、平成26年度実態調査を実施中で	В	平成26年度実態調査結果により、社会保険加入促進策を検討予定
(9) ◆下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮 するよう指導する。	協会員には、法定福利費等の確保、「標準見積書」の使用については周 知されている。しかし、元請側の認識不足により、実施されていないケー スもみられる。 また、法定福利費等の確保に関する状況については、平成26年度の実 態調査を実施中である。	С	平成26年度実態調査結果により、法定福利費等の確保対策を検討予定
(101 ◆下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働	協会員には、関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定や 下請企業に対する指導について周知されており、一部発注者にて実施中 である。	С	継続して実施
(.	 ④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除 ◆平成29年度以降(社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階)、 11)保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。 	協会員には、保険未加入企業及び未加入の作業員の排除については、 周知されており、一部発注者にて実施中である。	С	継続して実施

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 全国基礎工業協同組合連合会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認 平成24年8月に加入組合員へのアンケート調査を実施。今後は毎年1 回実施し、未加入者を把握し、加入促進指導を行う。	平成24年4月組合員に対し社会保険等加入対策事業の認識度調査実施 (調査結果は別添「添付資料1」参照)。 平成24年8月加入状況アンケート実施(結果は別添「添付資料2」参照)。 平成26年8月加入状況アンケート実施。	A	社会保険加入状況アンケートを平成27年9~10月に予定
(2)	社会保険加入対策協議会等への参画 専門家"社労士"を顧問として招へい。	平成24年7月国土交通省社会保険未加入対策協議会参画を受けて、組 合内に社会保険未加入対策事業委員会を設置。 委員会開催と事業展開の継続。 	A	今後も社労士を招へいし、相談・指導にあたる。
(3)	会員企業への周知 社会保険に関する下請ガイドライン(案)の配付と加入促進計画、及び組 合内各委員会新設を広報。	機関紙 "組合だより、No.177(平成24年3月)より社保未加入問題を掲載 し、シリーズ化を開始。平成26年5月号に掲載。 全基連ホームページに平成25年3月に掲載。	A	理事会にて地区組合を通じて徹底した加入促進とそのための周知活動を 実施中。
(4)	他の専門工事業者団体との連携 標準見積書の共通性の検討と独自性について連絡会開催。	建設機械による施工団体との情報交換開始。 日本機械土工協会、日本機械土工協会、全国クレーン建設業協会、全国 コンクリート圧送事業団体連合会	В	労務系団体と機械施工団体は、見積費目の%割が異なるので情報交換 が特に必要なため、連絡を密にする。
(5)	標準見積書策定	平成25年6月より国土交通省登録「標準見積書」の利用を組合員に通知。	A	近々、公共・民間に適用を開始する。
(6)	法定福利費の確保 平成24年7月国土交通省"法定福利費確保の重要性"事務連絡による 組合員への周知。	標準見積書の内容にて法定福利費(土木)が確保された事例もある。ま た、法定福利費%よりはダウンしているが、確保事例も複数件ある。 民間工事では普及が困難な状況。	В	標準見積書活用による法定福利費の確保に関し、情報収集を徹底する。
(7)	低価格受注防止対策の推進	平成25年6月「健全な建設産業を目指す全基連」にて5箇条宣言。防止対 策の周知徹底と実施に現在も取組み中。	С	5箇条宣言に則った見積と請負契約の実現のため、専門委員会にて事業 計画を策定する。
(8)	優良企業認定制度の取組	平成24年2月″事前調査要領(案)″を機関紙に掲載。 優良事業者認証に関するアンケート実施 平成26年7月に23社を認証。	С	国交省による全団体への"Go Sign"待ちである
(9)	社会保険未加入技能者の排除	組合員企業及びその下請企業に対し加入状況アンケートを実施。	С	平成27年9~10月にフォローアップアンケートの実施予定。
(10)	ー人親方対策(組合員自ら実施すべき対策)	同上	В	同上

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本ウエェルポイント協会)

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員企業の未加入者に対して、加入促進と指導を行う。	加入状況の確認からは25年度調査よりやく10%向上し回答会社の90% が加入したようです。	В	今後の問題は発注者から如何にして社会保険料をもらうかである。発注 者が国の機関または第一次下請けまでは問題ないがそれ以下または地 方自体からの発注の場合は保険料の確保はむずかしいようです。
(2)	, 			
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人日本グラウト協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策協議会への参画	すでに参画している。	A	継続する。
(2)	会員企業への周知徹底 労働者単位での加入率の更なる向上を図るべく啓発を行う。	HP及び説明書類配布により協会員への周知を行った。	Α	継続する。
(3)	2次下請企業の加入促進 2次下請け企業の未加入業者に対し啓発を行う。またそのために社会保 険料を独立確保した契約内容とするよう協会会員各社に指導を行う。	会員各社とも自社下請企業の社会保険等加入状況の調査・未加入業者 に対しての加入促進啓発を行っている。	В	引き続き啓発活動を行う。
(4)	見積・契約における社会保険費用の独立確保 発注者並びに元請企業の協力のもと、見積・契約・支払の各段階におけ る社会保険等費用を独立確保し、値引きによる社会保険等費用の埋没を 防止するシステムを構築する。	社会保険費用の独立確保ができるシステム構築はほぼ行った。	В	発注者並びに元請企業の実施体制が整い次第システム活用を行う。
(5)	標準見積書の作成 社会保険費用を独立確保するための標準見積書を作成する。	標準見積書形式を作成し、すでに利用している。	Α	継続する。
(6)	適正価格の確保 発注者・元請企業に対し、実効性のある低価格入札防止対策の実施と同 時に、積算純工事費額に応じた下請企業に対する適正な工事価格の確 保を求める。	標準形式の見積を提出することによって、適正な工事価格の確保を求め ている。	В	引き続き適正価格の確保ができるよう求める。
(7)	社会保険等未加入業者の排除 社会保険等費用が適正に独立確保された段階で、未加入企業の排除に 取り組む。	社会保険等費用が適正に確保されていないため未実施である。	D	社会保険等費用が適正に独立確保された段階で、未加入企業の排除に 取り組む。
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人 日本造園組合連合会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認 ・組合員事業所へ社会保険等の加入状況に関するアンケート調査を実施 し、今後の計画推進に向けて効果的な運営方法を検討する。	平成26年11月に建専連より依頼をうけ、組合員事業所に対して社会保 険等の加入状況についてアンケート調査を実施した。 下請け企業の現況把握についてのアンケートも同時に実施したが、回答 する事業所は少なかった。	с	社会保険等の加入状況については、アンケート調査による把握は困難で あるため、引き続き造園連経営・労務・安全委員会の中で話し合い、実態 把握の方法を検討する。
(2)	社会保険未加入対策推進協議会への参加 ・推進協議会に参加し、社会保険等の加入促進に向けた課題や取り組み 方針等の協議をふまえ、効果的な取り組み方法の検討や組合員事業所 への周知を行う。	社会保険未加入対策推進協議会をうけ、造園連経営・労務・安全委員会 で標準見積書について検討し作成した。 (造園業は工種が多いため、緑化工事を対象にした標準見積書を作成)	A	社会保険未加入対策推進協議会に参加し、社会保険等の加入促進に向 けた課題や取り組みについての協議をふまえ、今後も効果的な加入促進 に向けた組合員事業所への周知をおこなう。
(3)	専門工事業団体との連携 ・一般社団法人建設産業専門団体連合会と連携し、社会保険等の加入 状況や取り組み状況について情報を共有するほか、加入促進を図るため の取り組みを検討する。	建専連の会議で意見交換を行うほか、平成26年11月には建専連から 依頼があった社会保険加入状況及び標準見積書の活用状況に関するア ンケート調査を実施した。	A	今後も一般社団法人建設産業専門団体連合会と連携し、社会保険等の 加入促進に向けた取り組みについて意見交換を行うほか、情報の共有等 を図っていく。
(4)	組合員事業所への周知・啓発 ・フローチャート等を使い、社会保険等への加入について理解を深めても らうほか、推進協議会等で作成するリーフレット等を活用し、組合員事業 所に社会保険等未加入対策を周知する。	各種会議でフローチャートを使い社会保険等の加入促進について周知を 行うほか、標準見積書の活用方法等について造園連新聞、ホームページ に掲載し組合員事業所への周知を行った。		引き続き、フローチャート、標準見積書等を活用した組合員事業所への社 会保険等の加入促進に向けた取り組みを行っていく。
(5)	都道府県支部との連携 ・都道府県の事務担当者を集めた会議を開催し、社会保険未加入問題に ついて協議し、地元の組合員事業所への周知を図る。	平成26年10月に開催された事務担当者研修会議において、支部事務 担当者と社会保険未加入問題について検討したほか、標準見積書の活 用について、地元組合員事業所への周知方法等が協議された。	A	毎年開催される事務担当者研修会議において、社会保険等未加入対策 についての協議を行い、地元組合員事業所への加入促進に向けた周知 を図る。
(6)	法定福利費の確保 ・標準見積書を活用した法定福利費の確保に向けて、組合員事業所に対 して見積時から法定福利費を適正に確保することについて周知を図る。	標準見積書を活用した法定福利費の適正な確保に向けて、造園連で作 成した標準見積書の活用方法について、理事会・事務担当者研修会議で 協議したほか、造園連新聞・ホームペジで組合員事業所への周知をおこ なった。	A	法定福利費の適正な確保に向け、標準見積書の活用について各種会 議、造園連新聞、ホームページ等での周知を引き続き行う。
(7)	ー人親方対策 ・労務関係諸経費の削減を意図した非自発的な形での一人親方になるこ との防止策について周知を図る。	国土交通省の一人親方対策についてのパンフレットを軽印刷し、理事会・ 支部へ配布したほか、造園連新聞・ホームページによる周知を行った。	А	分かりやすいリーフレット等を活用し、各支部への配布のほか組合員事 業所へは、造園連新聞・ホームページによる周知を図る。
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下 の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人日本建設業経営協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	法人	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回 実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検 討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の把握 ・保険加入の状況は、今年度内を目途に、会員企業を通じて調査を実施す ることにより把握する。	当協会の会員は、日建連・全建の各団体に重複加入しているおり、独自 の対策が困難なため、関係団体の状況を把握しつつ、促進策を進めるこ ととしている。	В	引き続き、関係団体の状況を把握しつつ、促進策を進めることとしてい る。
(2)	会員企業への周知 ・ポスター又はパンフレットを作成し、会員企業に対し保険未加入対策を周 知する。 ・会員企業に対し、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成 24年7月4日国土交通省制定)の周知徹底に努める。	これまで、全会員が集まる代表者会議や講演会に、国土交通省の幹部を 招聘し、全会員に対して加入促進対策について説明・指導を行ってきた。		引き続き、国土交通省の幹部等を招き、社会保険加入対策に関する説明 会等を開催し、社会保険への加入に対する理解を図っていくこととしてい る。
(3)	就労履歴管理システムへの参画 ・就労履歴管理システム、保険加入チェックシステムを構築するため、国、 他の関係団体と一体となった検討体制に参画する。	同上	В	同上
(4)	法定福利費等の確保 ・国、建設業関係団体と一体となって見積・契約・支払における法定福利費 の扱いについて検討する。 ・民間発注者に対して、ダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかけ る。 ・国、地方公共団体に対して、ダンピング防止対策を要請する。	同上	В	同上
(5)	通正工期の確保 ・民間発注者に対して、適正工期の確保を働きかける。 ・国に対して、4週8休の確保を建設業法令遵守ガイドラインに明記するよ う要請する。	同上	В	同上
(6)	重層化の改善 ・「一人親方」、「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法の遵守を、会 員企業に周知、指導する。	同上	с	同上
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の 内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人 全国防水工事業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1回 実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の検 討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実 態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社 会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、防水工事の請負施工者 の立場から社会保険加入促進の効果的な取組や周知啓発、実効の上が る対策を協議する。	・平成25年9月開催の第3回社会保険未加入対策推進協議会に参加、 「法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険 未加入対策の更なる推進について」の申し合せ事項を同年12月開催 の第5回理事会において報告した。	В	・「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、社会保険未加入問題に 関する情報を収集し、重要事項については周知徹底を図る。
(2)	会員企業への周知 ・「保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業 として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	・全国9支部で合計22回の「社会保険未加入対策及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催、会員外企業からの参加を認め、周知徹底に努めた。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業に送付した。 ・協会ホームページに「社会保険未加入問題対策」のページを設け、「社会保険加入促進計画」、「防水工事の標準見積書」等を公開した。 		・引き続き全国9支部において、必要に応じて「社会保険未加入対策 及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催する。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値 を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業に する。 ・協会ホームページに「社会保険未加入問題」に関する通達等の 情報も掲載し、「社会保険未加入問題対策」のページの充実を図る。
(3)	専門工事業団体との連携 ・建専連加盟の専門工事業団体と連携し、会員企業及びその下請企業の 加入促進を図るための施策を検討する。	・建専連が実施した「社会保険等加入状況」及び「標準見積書活用状況」 に関するアンケート調査に協力、各支部において調査対象企業を選定し、 回答を促した。	В	・建専連が実施する「社会保険の加入状況」及び「標準見積書活用 状況」に関するアンケート調査に協力する。
(4)	法定福利費の確保 ・元請企業に対するダンピングの防止、法定福利費の確保に関する働き かけを行う。 ・全防協が作成した標準見積書の活用を会員企業に周知徹底方の要請 及び下請契約の見積時から適正な法定福利費を確保することを指導する。	・全国9支部で合計22回の「社会保険未加入対策及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催、会員外企業からの参加を認め、周知徹底に努めた。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業に送付した。 ・当協会のホームページに「社会保険未加入問題対策」のページを設け、「社会保険加入促進計画」、「防水工事の標準見積書」等を公開した。	С	・引き続き全国9支部において、必要に応じて「社会保険未加入対策 及び標準見積書の活用に関する研修会」を開催する。 ・年1回秋頃を目途に各保険料率や公共工事設計労務単価などの数値 を見直して、「防水工事の標準見積書」の改訂版を作成、会員企業に する。 ・当協会のホームページに「社会保険未加入問題」に関する通達等の 情報を掲載し、「社会保険未加入問題対策」のページの充実を図る。
(5)	適正工期の確保 ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇 用環境が確保されることになる。この目標実現に向けて元請企業への 働きかけを行う。	・25年6月建専連第12回総会において、関係機関に働きかけを行うことを決議した。	С	・建専連の総会等での決議事項に沿って、関係諸機関等への働きかけ を行う。
(6)	重層化の改善 ・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法 性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。 ・下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請け企業の選 定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。	・全国9支部における研修会時にあわせて、国土交通省が作成した「みん なで進める一人親方の保険加入」のチェック表をもとに、指導と改善につい 講演を行った。	В	・国土交通省が作成した「みんなで進める一人親方の保険加入」パンフ レット等を活用することにより、関係法令の遵守徹底を図る。
(7)	実効性のある低入札防止対策の徹底 ・国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の 実施を求める。	・25年6月建専連第12回総会において、関係機関に働きかけを行うことを決議した。	с	・建専連の総会等での決議事項に沿って、関係諸機関等への働きかけ を行う。

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人 全日本瓦工事業連盟

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	 当連盟が主催している資格の講習会などで、社会保険未加入に関する行	本年9月、全国8会場で行われた「(一社)全瓦連瓦屋根診断技士講習会」 において、参加者に向け、社会保険未加入対策に関する動向や取組、法 定福利費を明示した標準見積書についての説明と行った。参加者は全国 で約200人ほどであり、全員が連盟の構成員である。		引き続き、各種資格講習会、通常総会・全国大会などの出席者に向け、 社会保険未加入対策の現況とその周知・理解・協力を求めていく。また、
(2)		本年11月、全国8会場で行われた「瓦屋根工事技士更新講習会」におい て、参加者に向け、社会保険未加入対策に関する動向や取組、法定福利 費を明示した標準見積書についての説明と行った。参加者は約400人ほ どであり、連盟内外の工事業者、製造メーカーの営業なども講習に参加し ている。	в	全瓦連での会合だけでなく、各地方ブロックにおいてもブロックの構成員 に向けた周知や説明機会を設けて頂くように進めていく。
(3)	全国48組合の組合事務局を通じた案内文書、連盟広報誌(年3回発行)、 連盟組合員専用サイト、メールマガジンなどを通じた構成員レベルまでの 周知を行う。	平成25年1月から、連盟の広報誌に社会保険未加入対策の取組と概要を 6期連続で掲載し、各会員への周知を図っている。 連盟組合員専用サイトにおいても、案内などを掲載している。	В	引き続き、広報誌、メールマガジンなどを利用した行政及び全瓦連の取 組、標準見積書の周知を行っていく。
(4)				全組合員を対象にした従業員の人数や建設業許可の有無など、当連盟 組合員の基礎情報調査を行う。その際、併せて社会保険加入状況を確認 する。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記 入 例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の 検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1	「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、下請専門工事業の立場か ら効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策につ いて積極的に意見具申する。	本会役員より協議会に参画。議事内容につき会員へ周知を行っている。	В	1月協議会での審議内容につき、以降の理事会・代表者会議および経営 委員会にて報告、協議を行う。
(2	傘下会員団体(単協)・会員企業への周知)・保険未加入対策に関する会員企業への啓発を図るとともに、会員団体 (単協)・会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	年3回の去戦(機関認力に抹陝木加入対策の)動内や標準見積害の活用に 掲載するとともに、加入指導と早期加入に関する啓発チラシを作成し定期 に配布している。また、各種会合、都道府県の総会・定例会に参画し継続 的な周知啓発と課題点の収集に努めている。 本年春に全会員を対象とした経営実態調査を実施し、保険加入状況を調 査。 報告書を配付するとともに業界紙やホームページに掲載し、周知を行って し、	в	会報や啓発用リーフレット類による会員への周知啓発活動を継続実施。
(3	他の専門工事業団体との連携 ・(社)建設産業専門団体連合会、および他の建設機械施工工事業団体と)連携し、専門工事業界の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図 るための施策を協力して検討する。	(一社)建設産業専門団体連合会の理事会、総務部会、企画委員会に参 画し、情報交換や加入促進に係る施策および課題につき協議するととも に、保険加入状況調査に協力している。	в	(一社)建設産業専門団体連合会が今秋実施した保険加入状況および標 準見積書活用状況調査に参画した。集計結果が発表され次第、会員に開 示するとともに、今後の対策協議の基礎資料として活用する。
(4	就労履歴管理システム構築への協力 ・国土交通省および元請業界が、就労者情報の集約管理による省力化・) 効率化を図り、技能者の保険加入確認を行うため推進する就労履歴管理 システム実用化に向けた積極的な協力を行う。	現在まで、具体的な取組を実施していない。	D	傘下会員企業の技能者の安全衛生教育、技能講習履歴についてはデー タをプールしている。
(5	し、会員団体(単協)・会員企業へ標準見積書の活用を周知指導、浸透さ せ、法定福利費の適正な転嫁と確保の実現化を目指す。 ・元請業界に対して、標準見積書の採用を周知方要請するとともに、法定 福利費の適正な支払を働きかける。	4月に関東地区の主要ゼネコン本支店に対し、標準見積書を活用した法定 福利費別枠明示による見積・請求への理解を求める要望資料を配付し た。 また、国交省に登録した標準見積書の保険料率改訂版(平成26年度版)を コン夏に再登録、会員へ周知するとともに主要ゼネコン本支店に発送し、 活用と理解を呼びかけている。 建退共制度については、年3回の会報(機関誌)へ加入PR広告を掲載し、 ポスター・リーフレット類とともに会員へ配付している。		各種会合を利用し標準見積書の活用方法の研修を行っていくとともに、課 題点を収集し今後の改善に備える。 また、本年度より経営委員会が中心となり、技能者の処遇改善・賃金確保 に係る周知啓発策を推進している。 標準見積書については、今後も保険料率改訂等に適確に対応し、会員へ の配信とゼネコンへの周知に努める。
(6	重層化の改善 ・傘下会員団体(単協)・会員企業に対して、非自発的な一人親方や偽装 請負などの、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導 を行い、会員企業のコンプライアンスに努める。	ー人親方制度の課題点に関する国交省のリーフレットデータを利用し会員 ヘメール配信。経営委員会において各都道府県の所属会員企業への指 導を指示している。	в	当業界の技能者は直用(正規従業員)が殆どであるが、今後も同様の指 導・周知に努めていく。
(7	低価格受注防止対策の推進 ・元請業界に対して、低価格受注の強要や法定福利費その他必要経費)の値引き強要などの是正を求める。 ・行政に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求めるとともに、 元請業界に対する元請・下請間の取引適正化に係る指導を求める。	各種会合において、技能者の確保育成、法定福利費確保のための適正な 工事原価に基づく受注を指導している。 元請団体、主要ゼネコン本支店約700社に対し、年3回の会報(機関誌)を 配付するとともに、技能者の確保育成のための取引適正化への理解と協 力を依頼している。	В	9月に経営実態調査報告書を元請団体に送付した。 技能者の確保・育成のための取引適正化を協力に要望して行きたい。

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)全国タイル業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(で証価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年実 施し、未加入者を把握するとともに、加入促進策の検討・指導を行う。	本年10月にも社会保険加入促進計画に対するフォローアップ調査を実施。調査結果を以て未加入者に対する加入促進策を検討。	С	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会と共同で作成した「標準見積書」につ いて、会員企業向けに詳細な説明資料を新たに追加作成し、各支部へ活 用法の再周知並びに要請のある支部への説明会を予定。
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本金属屋根協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	で証価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員企業・関係企業等への周知 機関誌「金属屋根 施工と管理」(年11回発行)、理事会等を通じて、会員 企業・関係企業等に対し社会保険加入に関する啓発を図るとともに、会 員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	機関誌:2014年6月号に関係記事を掲載 理事会:2014年5月、2015年1月の理事会で協議	В	引き続き機関誌を中心に周知活動を行う
(2)	関係団体との連携 会員企業が重複加入している(社)日本建築板金協会と連携し、加入促進 を図るための施策を検討する。	標準見積書の内容等について協議、内容の整合性を図る	В	引き継続き連携強化に努める
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 一般社団法人 日本内燃力発電設備協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入の取組の内容 ・会員企業に社会保険徹底を周知するとともに、会員会社を通じて関連会 社及び下請会社にもその皆周知する。	弊協会のホームページ・広報誌にて、社会保険加入徹底を図る文書を掲 載し啓発に努めた。	В	左記の取組を貴省から頂く資料等を通して、会員会社・関連会社・下請会 社を含め一般にも啓発を行う。
(2)	保険加入の取組の内容 ・当協会のホームページ・広報誌等にてその都度、社会保険加入徹底を 周知する文書を掲載し啓発に努める。	弊協会のホームページ・広報誌にて、社会保険加入徹底を図る文書を掲 載し啓発に努めた。	В	左記の取組を貴省から頂く資料等を通して、一般向けにも啓発を行う。
(3)	保険加入の取組の内容 ・標準見積書の内容を会員会社に周知し、見積時に法定福利費の確保を 適性に行うよう求める。	弊協会に即した「標準見積書」を作成したが、一昨年の貴省での聞き取り 調査において、弊協会の会員の構成を説明し、標準見積書の活用は難し いとの判断を頂いた。	D	左記から、「標準見積書」の活用は保留する。
(4)				以上
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 日本建築板金協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	第2次社会保険未加入実態調査	平成26年8月に第2回目の加入状況調査と実施(カバー率70%)	В	未加入事業主への更なる推進を計る
(2)	非組合員対策	組合員加入促進を推進	с	基幹技能者評価の向上と絡めて推進が必要
(3)	超小規模事業者対策	ー人親方の実態を把握し、種々の面からバックアップ	с	_
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人 日本運動施設建設業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	協会全体による社会保険未加入対策推進を明示	役員会において、推進を明示 優良事業者認証団体制度試行へ参加 事務局に推進の掲示物	A	優良事業者認証団体制度試行は会員の積極的な協力があった 試行団体となったことで会員のモチベーションがアップした
(2)	役員会等において、社会保険未加入対策の協力体制についての要請を 随時行う	役員会ごとに議題として取り上げる 協議会報告等も行い、意見交換を行う	A	今後も引き続き要請を行い、情報の共有、問題点の検討を進める
(3)	社会保険加入の現状の把握(社員、社員以外)	総会、協会誌等で社会保険未加入対策について取り上げ、浸透を図って いる	В	会員は加入している。社員以外について、実態調査等具体的データが取 れるよう検討する
(4)	・加入対策の問題点等の検討	役員会で、各支部での反応が出されている	с	アンケート等調査を検討する
(5)	・配布文書、メール等の情報を会員に周知	周知している	A	今後も引き続き配布を行う
(6)	各支部においても協議会参加の要請に対応する	本部より各支部に地域の説明会等には、参加を要請し、対応してもらう 支部からも参加の報告が来ている	A	今後も本部・支部ともに積極的に参加し、報告によって情報を共有する
(7)	会員会社社員においては、保険に加入	加入している	A	定期的な調査等を検討する
(8)	請負等の未加入者がいる場合は、加入を推奨している 加入の必要性の説明等を行い、加入を要請	資料配布等により、問題の重要性が理解されており、要請している報告 がある	В	会員各社での対応を依頼する 依頼内容、結果等についての報告はまとめていない
(9)	今後は、事業に携わるすべての者の加入を目標とする	協会の方針は決定しており、役員会の都度要請している	В	実態調査等具体的データが取れるよう検討する
(10)	役員会等において、取組みを議題として検討する	各支部、会員より報告を受け、対応を参考にして討議している	A	今後も引き続き要請を行い、問題点を検討する。

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:全国ポンプ・圧送船協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で証価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	標準見積書の作成および会員への周知	当協会技術委員会にて作成し、全会員企業に配布済	А	会員企業への周知を継続して行う予定
(2)	保険加入状況調査	全会員企業が加入していることを確認済(36社)	A	適時、下請企業、再下請企業に対する指導を要請する(チラシ等添付)
(3)	協会の基本方針に基づく決議と会員への要請	H25. 6. 6「技能労働者への適切な賃金の確保に関する決議」を理事会 で承認、同日総会にて説明し、要請。	A	
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: 全国板硝子工事協同組合連合会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
(1)	国の動きとの連動と全国への情報伝達	必要に応じて適正に実行中	A	現状レベルを維持していく
(2)	「社会保険未加入対策委員会」の設置	全国理事会、各地区の理事会、執行部会などすべての会合に おいて本件を取り上げ、ゼネコン側の動きや下請け企業の加入 状況などの進捗をチェックし今後の進め方を協議している。	Α	現状レベルを維持していく
(3)	法定福利費確保のため同業者に対する安値受注防止呼びかけ	実態としてゼネコンの法定福利費支払いそのものが見られない こともあって、法定福利費請求の有無をネタにするような安値受 注事例は今のところ見られず。	А	現状レベルを維持していく
(4)	元請けに対する標準見積書による法定福利費を含めた適正工 事価格の要請	H26年5月に全国のゼネコンに対して一斉に文書発信し、適正 工事価格での発注と標準見積書の運用に伴う法定福利費の支 払いを要請したが、今のところゼネコンから法定福利費相当分 の支払いを受けたという事例報告は届いていない。	D	会員企業がその協力会社や職人などの二次下請けに対して法 定福利費相当分を支払えるようになれば、全体の加入率向上に 結び付けられる。そのためにはゼネコン側が各社足並みをそろ えて法定福利費相当部分の支払いに踏み切ることが肝要。今 後とも各会員企業ごとに、ゼネコンに対して粘り強く交渉する が、国交省様においても側面支援をお願いしたい。
(5)	協力会社への加入促進要請 協力会社との社会保険未加入対策会議を開催	会員企業の加入率は100%近いが、協力会社や下請職人の加 入率は50%程度と見られる。ゼネコンの対応がはっきりしないこ ともあって、施工組合や協力会社に対する加入を強く指導する には至っていない。	C	今後とも各会員企業ごとに、協力会社や下請職人への加入指 導を行っていく。但しゼネコンからの法定福利費相当分の支払 いを受けられるかどうか不安な現状においては、指導にも限界 がある。一方で、建築業の許可更新のためには加入せざるを得 ないという実態もあって、下請け業者にとっても難しい判断を迫 られている。
(6)	社会保険労務士など専門家による講義と啓蒙	関東地区、名古屋地区などで国交省担当官による説明会を開 催。業界紙によるPRなども並行して実施し、業界における問題 意識の共有はかなり深まったといえる。	A	現状レベルを維持していく
(7)	社会保険加入優良企業認証制度へのテスト参加	国交省から示されたルールに基づいて審査した結果、H26年3 月1日付で㈱サンクスコーポレーションを適格事業所に認定し た。	A	今後の取組予定は無し
(8)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人日本ウレタン断熱協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	周知方法 会報紙、ホームページの会員欄を積極的に活用し、プロパガンダに努め る 	HP内に会員専用ページを作り、そこに標準見積書を常時掲載、IDを持っ た会員であれば、いつでも閲覧活用できるようにし、その旨を会報紙に掲 載した。		会報紙で、標準見積書の活用を周知徹底していく。
(2)	各地区の現状を把握すべく行動する	建専連が行うアンケートで現状把握を行うよてい	с	アンケート結果を分析して対策を講じるよてい
(3)	標準見積書の整備	標準見積書書式は完成し、(1)に記述した通り、HPを通じて常時活用可 能な体制を構築した	в	標準見積書へのアクセス数等調査し、今後の対策を検討する。
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: (一社)日本配管工事業団体連合会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。		対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社に対する加入を促進するよう会員企業に周知・指導する。	平成24年9月に会員企業に対する保険加入状況調査を実施。会員企業 の9割強が加入。一次協力会社における加入状況調査結果は未加入会 社が3割強あり、会員企業・一次協力会社の未加入者に対する加入指導 を理事会等で検討する。		各地区毎に加入状況の把握、未加入者に対する加入促進を指導するよう 理事会等で検討し、共通の認識を持つよう理解を図る。
(2)	法定福利費を確保することが出来なければ社会保険未加入問題の解決 が着かないとの認識を持ち、見積書に明記するよう指導する。	平成24年12月に配布した標準見積書を見直し、法定福利費の確保に向 け検討を行う。		理事会等で標準見積書の見直しを諮り、法定福利費を見積書に反映する 事を会員企業の共通の認識とすることを周知する。
(3)	るよう指導する。	未加入状況を理事会に報告し、平成27年に未加入企業に対する加入促 進策を検討する。		理事会で検討し、未加入企業に対し調査票により加入状況を把握し加入 を指導する。
(4)	費の計上を再度周知・指導する。	見直しをした標準見積書により各地区会員企業が見積書を提出するに当 たり、法定福利費を計上するよう指導。	с	平成25年9月に各地区から会員企業に周知した標準見積書にて提出す るよう指導。準見積書に計上する法定福利費については、配布した事業 主負担金の算出に必要な雇用保険料、健康保険料、介護保険料、厚生 年金保険料の保険料率により計算し、計上忘れの無いよう指導する。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)ビルディング・オートメーション協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	協会標準見積書の理事会採択	計画通り実施。	А	
(2)	第3回社会保険未加入対策推進協議会	計画通り実施。	А	
(3)	協会調査研究部会による討議・検討・報告 3回/年	計画通り実施。	A	
(4)	会員企業へのアンケート実施協力依頼	計画通り実施。	A	
(5)	顧客周知説明会への参加	都度参加。	A	会員企業個別参加
(6)	協会総会において取組状況サマリ報告	計画通り実施。	A	
(7)	個別事案について協会調査研究部会にて討議	都度実施。	A	
(8)				
(9)				
(10)				

平成27年1月8日 提出

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人日本アンカー協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。		対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険加入状況の調査	平成26年6月に文書により、協会事務局から会員に対し調査票の提出を 依頼した。現在までに、正会員140社より調査票が提出されており、回答 した全ての会員企業で加入していることが確認されている。	А	定期的に行っているアンカー工事の施工実績調査において、会員企業の 社会保険への加入状況を調査する予定である。
(2)	「社会保険未加入対策協議会」への参画	平成24年5月に発足した「社会保険未加入対策推進協議会」に参画した。	А	今後も、引き続き「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、対策を推 進する。
(3)	会員企業への保険加入の周知	平成25年2月に発行した日本アンカー協会広報誌NO.35に記事として「社 会保険未加入対策」を掲載し、会員企業への周知を行っている。	А	今後も、定期的に発行する日本アンカー協会広報誌を活用し、会員企業 に対し社会保険の加入についての周知を図る。
(4)	法定福利費の確保	建設産業専門団体連合会の会員として、建専連の活動を通じて、国等の 発注者に対して働きかけを行っている。	В	建専連の会員として活動に協力し、国等の発注者に対して働きかけを進 める。
(5)	重層下請構造の改善	建設産業専門団体連合会の会員として、建専連の活動を通じて、国等の 発注者に対して働きかけを行っている。	В	建専連の会員として活動に協力し、国等の発注者に対して働きかけを進 める。
(6)	実効性のある低入札防止対策の徹底	建設産業専門団体連合会の会員として、建専連の活動を通じて、国等の 発注者に対して働きかけを行っている。	В	建専連の会員として活動に協力し、国等の発注者に対して働きかけを進 める。
(7)	就労履歷管理対応	就労履歴管理システムについての情報収集に努めている。	В	今後の課題として、情報収集に努める。
(8)	社会保険未加入者の排除	会員企業に対して、社会保険への加入を要請している。	в	今後の課題として、情報収集に努める。
(9)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(10)			 	

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以 下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)全国特定法面保護協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の 検討・指導を行う。		(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	保険加入に向けた会員企業への周知 ・社会保険未加入対策に関する啓蒙を図るため、取り組むべき対策につ いてHP及び機関誌を活用し周知徹底する。	協会HPの会員専用サイトに社会保険未加入対策に関する通知等を掲載 するとともに、誰でも利用できる社会保険相談窓ロをHP上に開設した。ま た、社会保険加入に向けた計画の機関誌への掲載、社会保険未加入対 策に関するリーフレットを作成し会員企業に配布するなど、周知徹底を 図った。	А	社会保険加入に向けた啓蒙活動を機関誌を活用し実施していくこととす る。
(2)	法定福利費の確保に向けた取組み ・法定福利費の適正確保についての働きかけ及び見積に際して法定福利 費の内訳明示の周知徹底をする。	の内訳明示の徹底を依頼した。また、平成25年9月12日付けで「法定福利 費の内訳明示のための標準見積書及びその作成に関して(改訂版)」を作 成し平成25年9月12日に再度会員企業に対し通知し法定福利費の内訳明	~~~~	見直し後の標準見積書の活用が図られるよう機会を見て機関誌等により 周知を図ることとする。
(3)	重層か層構造の改善 ・法面保護工事の分離発注の拡大を求め専門業者が主体性を発揮でき る環境整備を求める。 ・偽装請負等の防止を徹底しすることを会員企業に要請。	発注者に対し分離発注の拡大等についての要望活動を実施。 会員企業において下請業者の適正な選定をすることとしている。	в	分離発注の拡大等については発注者に今後も要請を実施する。 下請企業の選定に際し社会保険加入状況を確認し適法な業者を選定す るよう要請を行う。
(4)	就労履歴管理対応 ・就労管理システムへの積極的参加の要請。	会員企業に参加要請を行った。	D	就労管理システムの普及状況等を確認するとともに、会員企業の参加状況等の実態調査を行うことも考える。
(5)	社会保険未加入者の排除 ・将来的に社会保険未加入者の現場入場を認めないことを会員企業に要 請。	会員企業に同主旨の徹底を要請した。	в	今後、会員企業に対し実施状況等の確認を実施することを視野に入れ検 討する。
(6)	発を行う。	社会保険加入に向けたポスター・リーフレットの配布及び機関誌への掲載 を実施。 標準見積書の活用については「法定福利費の内訳明示のための標準見 積書及びその作成に関して(改訂版)」を作成し活用を依頼した。	В	会員企業に対して、社会保険未加入の下請企業の排除、法定福利費を明 示した見積書を下請け企業に提出させることを徹底する等の要請を引き 続き実施していく。
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以 下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)日本建設業連合会

			策定後の取組	今後の取組予定・スケジュール
	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	東定後の取組 状況の評価	う彼の取組アビ・スクシュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の0%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検 討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社 会保険への加入に対する理解を図る。
(1)	「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で 構成する1社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から 効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策につ いて積極的に意見具申する。	・「社会保険未加入対策推進協議会」及び同ワーキンググループに参 画。	A	・今後も社会保険未加入対策推進協議会及び同ワーキンググループに 参画する。
(2)	会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業 として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	・平成24年10月に「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」を策定、また平成25年7月に会員企業へ国土交通省 作成の社会保険啓蒙ポスターを配布し事業所及び作業所に掲示するよう要請。 ・平成26年4月に策定した「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提 言」において、社会保険本加入対策の推進、目標を明記。	А	 ・社会保険加入促進要綱の策定を行い、さらなる社会保険加入の推進を 図る。 ・今後も必要に応じて文書策定等により会員企業への周知を図る。
(3)	専門工事業団体との連携 ・(一社)建設産業専門団体連合会と連携し、専門工事業者の保険加入 状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。	・・・・一社)建設産業専門団体連合会と保険加入状況調査結果について相 互に情報交換すること、また必要に応じて協議することを合意。 ・毎年2月に、会員企業へ社会保険加入状況のアンケート調査を実施。	В	・(一社)建設産業専門団体連合会は毎年10月に調査実施予定、日建連 は毎年2月に実施予定。
(4)	就労履歴管理システムの構築等 ・就労者情報の集約管理による省カ化、効率化を図るとともに、事業所 での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システ ム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討 されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に 参画して、実用化に向けた検討を進める。	・平成25年4月に就労履歴管理システム(仮称)の構築について国土交通 省に要請、またシステム構築に向け「技能労働者の技能の「見える化」 ワーキンググループ」に参画。 ・国土交通省による、会員企業独自の安全書類等管理システムに関する ヒヤリングに協力。	A	・今後も、「技能労働者の技能の「見える化」ワーキンググループ」に参画 し意見具申を行う。
(5)	法定福利費等の確保 ・ 国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについ て検討する。 ・ 民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。 ・ 会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保 するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要 請する。 ・ 法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する 加入促進活動への積極的な支援を行う。	・国土交通省と意見交換を行いながら平成25年7月に法定福利費の個人 負担分の取扱いを示す「労務賃金改善等要綱」及び事業主負担分の取 扱いを示す「法定福利費を内訳明示する見積書の活用のマニュアル」を 策定。また全国支部で説明会支策施。 ・会員企業が平成25年9月からの標準見積書提出に適正対応できるよ う、国土交通省へ各団体の標準見積書提示を要請。 ・平成28年4月に策定した「建設技能労働者の確保、育成に関する提言」 において、法定福利費等の確保をするよう再度周知。 ・毎年2月に民間工事における建退共制度の普及に関する調査を実施。	A	・今後も必要に応じて文書策定や調査等による会員企業への周知と適正 対応の浸透化を図る。また、民間工事での証紙費用の積算算入に関す る検討を行う。
(6)	適正工期の確保 ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇 用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査に よる現状の把握、国に対する4週8休の建設薬法令連守ガイドラインへ の明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。	・ゆとり創出(毎月第2土曜日統一閉所運動)ボスターを作成し、希望する 会員企業へ配布。 ・平成26年4月に策定した「建設技能労働者の確保・育成に関する提言」 において、適正工期の確保に向けた取組みを明記。 ・国土交通省地方整備局等との共催により国、県、政令市、高速道路会 社、機構、事業団の発注機関の参加を得て平成26年5月から6月にかけ て全国9地区で「公共工事の諸課題に関する意見交換会」を開催。その 中で適正工期の確保についての取組みを要請、フォローアップ会議を実施。	A	・継続的な調査の実施とともに、土曜、日曜日の閉所について検討を行っ ていく。 ・引き続き、官民の発注者に適切な工期設定についての理解と協力を要 請する。
(7)	重磨化の改善 ・「ー人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法 性を約確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図 る。 ・ 下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選 定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。	・社会保険への加入促進に伴って社会保険の適用除外となる一人親方 等の増加が懸念されることから、偽装請負の法令違反の是正に向けて リーフレットを作成し、会員各社に配布し、下請企業等への周知徹底を要 請。 ・「労務賃金改善等要綱」の中で重層構造改善として5年を目途に可能な 分野で原則2次とする基本姿勢を表明、さらに、平成26年4月に策定した 「建設技能労働者の確保・育成に関する提言」において重層次数の目標 を再度明記し、それに向けた取組みを検討。 ・毎年2月に重層化対策への取組状況に関する調査を実施。	A	 ・今後も必要に応じて文書策定や調査等による会員企業への周知を図る。 ・重層構造の諸問題と取組事項を整理し、分野毎での下請次数の目標を設定する。
(8)	実効性のある低入れ防止対策の徹底 ・ 国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入れ防止対策 の実施を求める。	・平成24年6月に「適正な受注活動の徹底について」、平成25年4月に「技 能労働者の適正な賃金の確保」でいてJを策定し、会員企業に適性な受 注活動(適正価格での受注)を要請。 ・国土交通省地方整備局等との共催により国、県、政令市、高速道路会 社、機構、事業団の発注機関の参加を得て平成25年5月から6月にかけ で全国340区で「公共工事の前課題に関する意見交換会」を開催。その 中で低入札防止対策の充実について更請。 ・平成26年4月に策定した「建設技能労働者の確保・育成に関する提言」 において、適正な受注活動の実施について再度周知。		・今後も必要に応じて公共工事の発注者に低価格受注の防止に資する 入札契約システムの整備や、より根本的には公共工事の平準化を要請 する。

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:一般社団法人フローリング協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	会員各社には標準見積書の作成方法、法定福利費の算出方法の指導を 行い教育しました。	元請業者から公共事業見積積算時に法定福利費を別途計上した見積書 を作成の上提出する場合も元請け業者から法定福利費を認めてもらえな い現状があります。	с	今後も継続的に実施していく。各団体から元請け業者への理解を求める 動きが必須であると感じている。
(2)	下請業者の保険の加入の確認。	年1回以上の文書による各下請業者の保険加入状況の調査を行っている	с	今後も必要に応じて文書、面談等による調査を行い、下請け業者への周 知を図る。
(3)	会員各社は加入済みであるが下請け業者にばらつきがある。	受注競争の中で法定福利費を請求しない業者の方が金額が安くなり元 請けから仕事を受注できない傾向がある。	с	民間物件でも法定福利費を請求できるようになることを望む
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以 下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)住宅生産団体連合会

加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
 ①会員団体の会員企業への周知 ・保険未加入対策に関する周知を図るとともに、会員企業として取り組む べき対策の周知徹底に努める。 併せて「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知・啓発を 図る。 ②就労履歴管理システムの構築等を周知・啓発する ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、作業者の 保険 加入の確認を行うための就労履歴管理システム、又は保険加入 チェックシステム構築等の必要性を周知・啓発する。(ここでいうシステム 	73%、公的 医療保険97%の加入率であった。		①加入状況調査について 平成27年中に状況を見て実施予定。(平成25年度は消費増税に係わる 工事現場繁忙の為、調査未実施。) ②上記の調査結果にもとづき「住団連 加入促進計画」の修正を行う。
会員団体の会員企業が実施すべき対策 ①保険加入状況の確認及び指導 ・下請企業に対して、社会保険への加入の周知・啓発を図る。 (「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知・啓発を含む。) ・下請企業との契約時において、社会保険の加入状況を確認するととも に、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次 下請経由で指導) ・現場における新規入場者の社会保険の加入状況を確認するとともに、 加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次 下請経由で指導) 2) ②法定福利費等の確保 ・発注者との契約に当たり、適正な法定福利費の計上に努める。 ・下請企業に対して、下請契約の見積時から適正な法定福利費を考慮 する。 ③重層下請構造の改善 ・適切な下請企業の選定および下請企業への同趣旨の指導を行う。 ④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除 ・平成29年度以降(社会保険の加入促進が一定程度進捗した段階)、 保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場 からの排除に取り組む。	同上	加入状況 調査後に 評価を行う	同上

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。以下の 内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名:(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策の 検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施〈調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	社会保険未加入対策推進協議会への参画 ・オブザーバー団体として参画し、専門工事業団体の立場から効果的な 取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について提案す る。	平成26年7月1日付けで法人化(一般社団法人)を行い、国土交通省へ建 設業団体の届け出を行った。推進協議会への参画を今後も継続して行き たい。	В	元請け企業団体と協調した加入促進方法等を今後実行しながら、その有 効性を報告・提案して行きたい。
(2)	会員企業への周知とフォローアップの実施 ・保険未加入対策に関する会員企業への密蒙を図るとともに、取り組むべ さ対策について周知徹底に努める(特に、正社員以外の直庸労働者の加 入促進)。また、定期的にその確認(フォローアップ)を行う。	・平成25年10月の公共事業労務調査に提出した会員企業の資料を収集 し、労務単価および社会保険加入状況の取り纏めを行った。労務単価に ついては市産に対して数%の上昇があったが、社会保険の加入率につ いては上昇は見られなかった。市町村国民健康保険や国民年金の加入率 が20%と高かった。また、給与形態がほぼ(90%以上)日給制であること がわかった。 ・社会保 険に関するQ&Aを作成し、会員企業へ配布した。 ・社会保 や口を設整議会と「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」を設立したこ とによって、労務賃金の向上や社会保険加入に関する諸問題を元下で協 議する態勢ができた。また、今年度はこの会議を全国9支部における会議 (支部連絡会議)にまで発展させ、平成26年7~08月で各支部において社 会保険加入状況の現状を周知してもらうとともに、今後の対応策等を協議 することができた。	в	平成26年7月および10月の公共事業労務費調査に提出した会員企業 の資料を収集し、平成27年1月末までに取り継めを行う。 ・PC建協公の連絡会議および支部連絡会議を平成27年度も実施する。 ・日給制の自社従業員と現地採用労働者および22次下請けの加入率を向 上させる。 国民年金および国民健康保険に対して社会保険(厚生年金・健康保険)の メリットをアピールするような資料を収集または作成して、会員企業へ配布 する。
	法定福利費等の確保 ・下請契約の見積り時から標準見積書を活用して、適正な法定福利費の 事業主負担分を確保することを会員企業に対して周知方要請するととも に、元請け企業団体(PC建設業協会)に対して指導・協力を要請する。	支部連絡会議において、標準見積書の活用が進み法定福利費事業主負 担分の協議が元請けと進みつつあることがわかった。	В	今後もPC建設業協会との連絡会議を充実させ、下請契約時における法定 福利費の確保を完全なものにして行く。
(4)	工事発注の平準化と労務賃金改善の要請 ・建設技能労働者の社員化を図るためには、安定した工事量の確保ととも に発注時期の平準化が必要であることを要望する。 ・建設技能労働者が社会保険料の自己負担分を賄うためには、年々下が り続けている労務賃金の改善が必要であることを要望する。	元請け企業団体が実施している国土交通省各地整との意見交換会や専 門工事業団体として実施しているネクスコ各社との意見交換会を通じて、 この問題を毎年提起しているが、品確法の改正や平成26年2月から適用 する設計労務単価の大幅な上昇(H24単価比:+23%)は、大きな前進と 判断できる。	в	今後もPC建協との「技能労働者の処遇等に関する連絡会議」において、 労務賃金の改善に関する協議を継続する。また、元請団体と発注者(国) との意見交換会の場において工事発注時期の平準化を大きな議題として いただく、建設業における日給制という給与形態が社会保険加入の大きな 足かせとなっていることは明白である。
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

(加入促進計画)策定後の取組状況の評価については、各計画の取組内容の途中経過として、これまでの1年間で行うべきであったと考えられる内容と比較してどれだけ進捗したか評価いただくものです。 以下の内容に沿ってA~Dで評価を記入してください。

A = 予定通り、あるいは予定以上に進んでいる。 B = 概ね予定通り進んでいる。 C = 予定よりも遅れている。 D = ほとんど進んでいない、取組めていない。

記載欄が不足する場合は、記載欄を追加いただくか2枚に分けて記入してください。

団体名: マンション計画修繕施工協会

	加入促進計画に記載した各団体の取組内容	加入促進計画策定後のこれまでの取組状況	策定後の取組 状況の評価	今後の取組予定・スケジュール 加入促進計画の見直しの内容等
記入例	保険加入状況の確認、指導 ・会員企業の社会保険等への加入状況に関するアンケート調査を毎年1 回実施し、会員企業における未加入者を把握するとともに、加入促進策 の検討・指導を行う。	本年5月に第1回目の加入状況の確認調査を実施(調査結果は別添参 照)。会員企業の〇%が加入。 調査結果を対策検討会に報告し、未加入者に対する加入促進策を検討。	(A~D で評価)	対策委員会で検討した未加入者への直接のヒアリングによる未加入実態 の把握を行うとともに、加入指導を行う。 社会保険未加入対策・標準見積書の活用に関する説明会を開催し、社会 保険への加入に対する理解を図る。
(1)	①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画 ・行政(建設業担当部局、社会保険担当部局)、建設業団体、関係団体等 で構成される「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、唯一の改修 工事業団体の立場で積極的に意見具申する。	昨年に加入承認を頂き、今年から協議会へ参画	А	協議会において、マンション計画修繕工事の特殊性を理解してもらい、標 準見積書の活用を図る
(2)	②会員企業への周知 ・社会保険未加入対策推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、団体のHPや講習会等を通じ、会員企業への保険未加入対策の啓 蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	昨年の協会定時総会において社会保険加入促進計画を決議し、加入状 況アンケート等を実施(会員企業アンケート結果:健康保険97.5%・厚生 年金97.0%・雇用保険95.1%)	А	会員企業の加入率は高いため、今後下請企業の加入促進を啓蒙する
(3)	③会員協力業者への対応 ・会員企業は、協力業者の保険加入状況を定期的に把握するとともに、 未加入協力業社に対しては、加入促進を図る。	昨年末に会員協力業社(一次下請け以降)の社会保険加入状況アンケー トを啓蒙パンフレットと共に配付、実施し、現在収集中	В	発注者だけでなく、標準見積書を下請企業にも周知し、適切な法定福利 費を確保すると共に加入を促進する
(4)	 ④法定福利費等の確保 ・発注者となる管理組合団体や管理会社団体に対して、適正な法定福利費の確保を要請する。また、下請業者との契約に対しても、見積時から適正な法定福利費を計上するよう要請する。 	マンション計画修繕工事の実態に合った標準見積書を現在取り纏め中	в	標準見積書の検証作業を今年前半で行い、標準見積書を発注者、コンサ ルを含め関係者に活用を促す
(5)	⑤偽装請負及び一人親方対策の是正 ・会員企業に対して、職業安定法や労働者派遣法を容易に判断できる資料を作成し、請負・雇用に関するルールの周知徹底を図る。	MKS社会保険加入促進ガイドラインを標準見積書と共に現在作成中	в	ガイドラインを取り纏め次第、会員及び下請企業への講習会を実施する
(6)		会員企業については、ほぼ加入しているため会員下請企業に対する支援 のニーズを把握すると共に、必要に応じて同上ガイドラインに盛り込み、 MKSコードによる就労履歴管理も視野に現在検討中	в	下請企業の請負形態をパターン化し、それぞれのパターンに見合った支援策を検討する
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				